

福祉・保健

1	健康づくり	173
2	地域福祉	177
3	介護保険	184
4	高齢者福祉	190
5	障害者福祉	199
6	生活保護	215
7	生活困窮者自立支援	216
8	保健衛生	217

▶ 認知症オレンジシティかごしまロゴマーク発表



福祉・保健

本市では、第六次鹿児島市総合計画において、「自分らしく健やかに暮らせる 安心安全なまち〔健康・安心政策〕」を基本目標の一つとして掲げ、保健と福祉のさまざまな施策に取り組んでいる。

令和８年度は、健康づくりについては、第三次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」に基づき、市民の健康づくりを推進する。また、第四次かごしま市食育推進計画に基づき、食育の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、同計画の最終評価や次期計画策定に取り組む。

地域福祉については、「地域共生社会」の実現に向けて、第５期鹿児島市地域福祉計画に基づき、重層的支援体制整備事業に取り組むなど、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するとともに、第６期地域福祉計画を策定する。

また、市民に福祉交流やボランティア活動を広げるイベントとして、わくわく福祉交流フェアを開催する。

このほか、大規模災害発生時に避難所等における供給体制が整うまでの食糧や生活必需品の備蓄を行う。

高齢化対策については、第９期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づくサービスを総合的、体系的に実施するとともに、新たに本市の認知症施策推進計画を含む次期計画を策定する。

高齢者福祉については、引き続き敬老パスの交付や愛のふれあい会食事業を実施するとともに、スポーツ・文化のイベント「すこやか長寿まつり」を開催するなど、高齢者の生きがいづくりの推進と社会参加の促進を図る。また、在宅福祉については、紙おむつ等助成事業等を実施する。

後期高齢者医療制度については、被保険者のはり・きゅう施設等の利用に対する独自助成を行うほか、長寿健診を実施する。

介護保険については、介護を必要とする高齢者等に対して保険給付を行うほか、要支援者等を対象に介護予防・日常生活支援総合事業を実施するとともに、リハビリテーション提供体制の充実や社会参加の促進を図るため、社会参加の支援を強化した短期集中運動型サービスの実施に向けた具体的な検討を行うなど、自立支援と介護予防を推進する。また、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための中核機関である長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）を運営するほか、認知症の相談・体験ができる機会を提供し、早期発見と理解促進を図るなど、認知症の人やその家族を社会全体で支える取組を実施する。

障害者福祉については、第五次鹿児島市障害者計画及び障害福祉計画第７期計画・障害児福祉計画第３期計画に基づき、本市の障害者施策を総合的・計画的に推進する。その中で、身体・知的・精神及び発達障害を対象とした総合的な相談等を行う障害者基幹相談支援センターや２４時間３６５日の緊急対応（相談・受け入れ）を行う障害者地域生活支援拠点の運営等を行う。また、障害福祉サービス等に対する市独自の利用者負担軽減を行うほか、障害者の社会参加を促進するため、友愛パス及び友愛タクシー券を交付する。

保健衛生については、がん検診や定期予防接種を実施するとともに、心の健康、難病患者への支援、成人と高齢者・歯・食生活と栄養などの健康相談・教室・訪問指導等を通じて、健康管理や生活習慣改善への支援を行う。

1 健康づくり

(1) 健康増進計画推進事業（一部国庫補助事業 平成25年度から実施）

目的・概要 第三次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」（令和6年度～令和17年度）に基づき、こどもから高齢者まですべての市民が共に支え合い、自分らしく健やかに暮らせるかごしま市の実現を目指し、市民や関係機関・団体と一体となって、市民の健康づくりを推進する。

事業内容 ① 計画の推進
ア 鹿児島市健康づくり推進市民会議の運営
イ 推進検討委員会等の開催
② 計画の周知・広報
ア 健康づくり月間での周知・広報
イ 健康増進計画推進アドバイザーの派遣
ウ 運動ができる施設等の情報発信

予算額 令和8年度 1,076千円

(2) 働く世代の健康づくり事業（一部国庫補助事業 平成27年度から実施）

目的・概要 事業所との協働により、働く世代の生活習慣の改善やメンタルヘルス対策など健康づくり事業に取り組む。

予算額 令和8年度 232千円

(3) 食育推進事業（一部国庫補助事業 平成21年度から実施）

目的・概要 「食を通じて、健康で生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現」を基本理念とする第四次かごしま市食育推進計画（令和4年度～8年度）に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、同計画の最終評価や次期計画策定に取り組む。

事業内容 ① 食育推進委員会の開催
② 食育推進ネットワークの連携強化
③ 食育情報の発信
④ 市民への食育推進支援
⑤ 食育推進計画の周知・広報
⑥ 現計画の最終評価・次期計画策定

予算額 令和8年度 1,211千円

(4) 食育フェスタ開催事業（一部国庫補助事業 平成27年度から実施）※令和8年度休止事業

目的 食に関する学習や体験活動を通じて食育の推進を図るため、市内大学や食育推進ネットワーク等と連携して「食育フェスタ」を開催する。

内容 開催方法・内容の見直し

主 催 鹿児島市（協力：市内大学，食育推進ネットワーク）
予 算 額 令和 8 年度 0 円

(5) 市民健康まつり（平成元年度から実施）

目 的 市民健康まつりや講演会を開催し，健康の重要性及び定期健診等の
必要性について，市民の関心を喚起するとともに市民の認識を深める。
内 容 第43回市民健康まつりの開催
主催 市民健康まつり実行委員会（鹿児島市医師会ほか 9 団体共催）
予 算 額 令和 8 年度 1,300 千円

(6) 受動喫煙防止対策事業（一部国庫補助事業 平成30年度から実施）

目的・概要 市民の健康を守るため，施設の区分に応じた受動喫煙防止対策につ
いての助言・指導等及び受動喫煙に関する知識の普及，受動喫煙の防
止に関する意識の啓発を通じ，望まない受動喫煙が生じない環境整備
の促進を図る。
事業内容 ① 周知・広報，相談・問い合わせ対応
② 既存特定飲食提供施設に係る届出の受付，違反者への指導・助
言等
予 算 額 令和 8 年度 4,861 千円

(7) 保健活動従事者等人材育成事業（一部国庫補助事業 平成22年度から実施）

目的・概要 保健活動従事者等の資質向上を図るため，研修会等を実施し人材育
成を行う。
事業内容 ① 育成トレーナーによる新人保健師育成支援
② 新任期・中堅期・管理期などの保健師研修会の実施
③ 栄養士人材育成等の実施
④ 研修会・研究学会への参加
予 算 額 令和 8 年度 1,032 千円

(8) かごしま温泉健康プラザ

温泉を活用した水中運動用プールや歩行浴，全身・部分浴などの各種浴槽設備を備
えており，市民が季節を問わず，水中運動効果や温浴効果により自主的な健康づくり
を図ることを目的に設置した。

業務開始 平成11年 4 月
所 在 地 永吉二丁目21番 6 号
総事業費 約20億円
建物構造 鉄筋コンクリート造 4 階建ての 4 階（1・2 階は西部保健センター）
敷地面積 2,259.84㎡（西部保健センターを含む）
延床面積 4,092.52㎡（ ” ）
開館時間 午前 9 時～午後 8 時
休 館 日 毎週火曜日（休日のときは，その日後最も近い休日でない日）
使 用 料 大人350円，小人（小・中学生）180円
施設内容 水中運動用プール（17m×6 m），歩行浴，全身・部分浴，気泡浴，圧
注浴，寝湯，サウナ，冷水浴，うたせ湯などの浴槽施設のほか，スト

レッチルーム，リラックスルーム（休憩室）

(9) さくらじま白浜温泉センター

一般浴場，家族風呂，高齢者や身体障害者等を対象にした福祉浴場を備えており，健康づくりに温泉を活用することで市民の健康保持及び福祉の増進を図ることを目的に設置した。

業務開始	平成5年5月
所在地	桜島白浜町1269番地
総事業費	454,953千円
建物構造	鉄筋コンクリート造 3階建て
敷地面積	3,395.00㎡
延床面積	1,347.54㎡
開館時間	午前10時～午後9時
休館日	毎月10日（土・日・休日のときはその日後最も近い土・日・休日でない日）
使用料	大人460円，小人（小学生）150円 家族風呂1時間1,100円（30分超過ごとに550円加算） ※毎月26日（白浜温泉の日）は，大人・小人とも一律100円， 家族風呂550円
施設内容	一般浴場（大浴槽，サウナ，水風呂，気泡湯（低周波），寝湯，露天風呂），家族風呂，福祉浴場，一般休憩室，福祉休憩室

2 地域福祉

(1) 地域福祉館

目的 市民の交流や福祉活動及び地域福祉ネットワークの拠点として，また，地域で活動する団体への活動支援を行う施設として，地域福祉館の管理運営を行う。

施設内容	和室・洋室・児童ルームなど
管理運営	鹿児島市社会福祉協議会
予算額	令和8年度 531,793千円

施設名		施設			令和7年度年間 延利用人員
		開所	敷地	建物	
1	真砂福祉館	昭和48.4.1 (平成3.4.1移転新築)	㎡ 465	㎡ 514	人 19,496
2	玉里福祉館	昭和48.12.1 (平成3.4.1改築)	874	508	11,249
3	甲東福祉館	昭和49.4.1 (平成9.9.9移転新築)	723	557	19,384
4	上町福祉館	昭和50.4.1	保育園の2階	216	2,738
5	西紫原福祉館	昭和51.4.1	保育園の2階	257	6,923
6	城西福祉館	昭和52.4.1 (平成27.3.26改築)	1,855	624	34,181
7	武福祉館	昭和54.4.1	保育園の2階	186	5,698

施設名		施設			令和7年度年間 延 利 用 人 員
		開所	敷地	建物	
8	東 谷 山 福 祉 館	昭和55. 4. 1 (平成9.11.18移転新築)	1,021	560	20,177
9	松 原 福 祉 館	昭和55. 4. 1	保育園の2階	160	3,299
10	鴨 池 福 祉 館	昭和57. 9. 1	471	507	13,205
11	宇 宿 福 祉 館	昭和58. 4. 1	638	502	15,314
12	西 伊 敷 福 祉 館	昭和58. 4. 1	366	389	23,620
13	坂 之 上 福 祉 館	昭和59. 4. 1	760	456	18,610
14	甲 南 福 祉 館	昭和59. 4. 1	310	497	12,352
15	武 岡 福 祉 館	昭和60. 4. 1	731	496	14,495
16	玉里団地福祉館	昭和60. 4. 1	1,022	454	16,274
17	柳 町 福 祉 館	昭和60.10. 1	551	551	6,851
18	川 上 福 祉 館	昭和61. 2. 1	927	482	15,264
19	吉 野 東 福 祉 館	昭和61. 4. 1	921	491	11,423
20	平 川 福 祉 館	昭和61. 9. 1	702	286	4,343
21	明 和 福 祉 館	昭和62. 4. 1	750	491	15,939
22	紫 原 福 祉 館	昭和62. 4. 1	市営住宅 集会室の2階	330	20,972
23	八 幡 福 祉 館	昭和62. 4. 1	248	376	10,389
24	西 谷 山 福 祉 館	昭和62. 4. 1	683	501	10,831
25	桜ヶ丘福祉館	昭和63. 2.20	658	493	17,338
26	田上台福祉館	昭和63. 3.25	632	472	13,168
27	谷 山 北 福 祉 館	平成元. 4. 1	967	496	10,863
28	吉 野 福 祉 館	平成元. 9.12	795	507	19,562
29	西 陵 福 祉 館	平成元. 9.12	801	516	14,252
30	唐 湊 福 祉 館	平成2. 4. 1	1,123	525	7,192
31	星ヶ峯福祉館	平成2. 4. 1	758	502	15,147

施設名		施設			令和7年度年間 延 利 用 人 員
		開所	敷地	建物	
32	坂 元 福 祉 館	平成3.4.1	773	515	8,632
33	たてばば福祉館	平成4.4.1	732	511	18,922
34	皇 徳 寺 福 祉 館	平成4.4.1	949	516	21,057
35	谷 山 福 祉 館	平成4.4.1	1,058	515	19,756
36	田 上 福 祉 館	平成5.4.1	870	515	16,691
37	花 野 福 祉 館	平成5.10.13	622	534	14,877
38	福 平 福 祉 館	平成6.4.1	970	537	16,297
39	伊 敷 台 福 祉 館	平成8.12.14	1,001	557	21,842
40	宇宿中間福祉館	平成16.4.1	827	600	15,833
41	和 田 福 祉 館	平成16.11.9	781	599	13,299

(2) 民生委員・児童委員

委員定数 1,068人（令和8.4.1現在）

活 動 費 年 額 会 長 （50人）191,000円

副 会 長 （50人）161,000円

一般委員 （868人）155,000円

主任児童委員（100人）155,000円

内容別相談・支援状況

（単位：件）

区 分	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	合計
令和7年度累計	3,652	1,237	2,126	1,367	3,927	2,701	473	263	143	959	739	2,190	10,089	10,951	40,817
1人当たり1月平均	0.28	0.10	0.17	0.11	0.31	0.21	0.04	0.02	0.01	0.07	0.06	0.17	0.79	0.85	3.18

分野別相談・支援状況

（単位：件）

区 分	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	そ の 他	合 計
令和7年度累計	22,616	1,626	8,821	7,754	40,817
1人当たり1月平均	1.76	0.13	0.69	0.61	3.18

その他の活動状況

（単位：件）

（単位：回，日）

区 分	調 査 ・ 実態把握	行事・事業・会議への参加・協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	訪問回数		連絡調整回数		活動日数
							訪 問 ・ 連絡活動	そ の 他	委員相互	その他の関係機関	
令和7年度累計	13,526	25,801	62,761	40,051	4,947	77	103,637	69,160	112,154	41,950	172,499

1人当たり 1月平均	1.06	2.01	4.90	3.13	0.39	0.01	8.09	5.40	8.75	3.27	13.46
---------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------

(3) 重層的支援体制整備事業（令和6年度から実施）

目 的 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、関係機関や地域の連携による重層的な支援を行う。

内 容 市民から寄せられる福祉に関する相談を包括的に受け止め、8050問題やダブルケアなどの複雑化・複合化したケースについては、関係機関が連携して支援プランを作成し、助成制度や福祉サービス等の既存の支援に加え、継続的な家庭訪問や地域とのつながりづくりなどによる重層的な支援を提供し、困りごとの解決を図る。

予 算 額 令和8年度 39,108千円

(4) 地域福祉推進事業（平成18年度から実施）

目 的 地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークを推進するため、地域福祉支援員の配置を行う。

内 容 地域福祉館等（41福祉館＋市社協支部）を拠点に、地域福祉支援員を配置し、小地域ネットワークの支援や地域情報の把握、団体からの相談への対応等により支援関係機関間の連携推進を図るほか、地域住民からの相談への対応等に取り組む。

予 算 額 令和8年度 33,080千円

(5) わくわく福祉交流フェア（平成24年度から実施）

目 的 市民に福祉交流やボランティア活動を広げることを目的に開催する。

事業主体 鹿児島市及び鹿児島市社会福祉協議会

内 容 バザーや模擬店、福祉施設製作品展示販売 ほか

予 算 額 令和8年度 2,138千円

(6) 社会福祉協議会への助成（市単独事業）

目 的 本市の福祉行政を補完する役割を果たしている社会福祉協議会の各事業に対し助成を行い、事業の円滑な運営を支援することにより市民福祉の増進を図る。

内 容 社会福祉協議会が行う下記事業の運営費等に対し、補助を行う。

- ① 法人運営事業
- ② 地域福祉活動推進事業
- ③ ボランティア活動振興事業
- ④ 福祉コミュニティセンター運営事業

予 算 額 令和8年度 169,199千円

(7) 戦没者の慰霊に関する事業（市単独事業）

目 的 次世代への継承を主眼に、戦没者等の慰霊や恒久平和の祈念を行うため、「第二次世界大戦戦亡者慰霊祭」と「市戦没者追悼式」を統合した「市戦没者追悼・平和祈念式」を開催するほか、太平洋戦争民間犠牲者慰霊碑「人間之碑」献花や各種慰霊祭に対する供花を行うとともに、鹿児島市遺族会に対する補助を行う。

予 算 額 令和 8 年度 1,239千円

(8) 再犯防止推進事業（市単独事業）

目 的 鹿児島市再犯防止推進計画に基づき、犯罪や非行をした人の社会復帰に関する施策の推進を図るため、再犯防止推進連絡会議の開催や鹿児島保護区保護司会に対する補助を行う。

予 算 額 令和 8 年度 1,203千円

(9) 市民奉仕活動賠償傷害保険（市単独事業 昭和59年度から実施）

市内の奉仕活動を行う住民団体の参加者が、過失により行事参加者等に損害を与え、法律上の責任を負う場合や、奉仕活動中に思わぬ事故で負傷し、または死亡した場合にこの保険で補償する。

令和 8 年度加入団体 1,431団体 補償対象者 184,298人

保険料全額市負担

(10) 中国残留邦人等支援事業（平成20年度から生活支援等に拡大して実施）

目 的 永住帰国した中国残留邦人等（樺太残留邦人を含む）に対し、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するため、必要な支援を行う。

内 容 ① 中国残留邦人等への生活支援給付金等の支給（国の制度）
② 中国語のできる支援・相談員の配置（国の制度）
③ 自立支援通訳の派遣（国の補助事業）
④ 帰国時の慰労金及び就職奨励金の支給（市単独事業 昭和49年度から実施）

予 算 額 令和 8 年度 75,252千円

(11) ホームレス巡回相談指導事業（国の制度 平成20年度から実施）

目 的 ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対し、巡回相談等による相談活動を行い、これらの方々が抱える問題を把握するとともに、必要な援助が受けられるよう指導することにより、その自立を支援する。

予 算 額 令和 8 年度 1,303千円

(12) 隣保館

目 的 福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。

予 算 額 令和 8 年度 35,036千円

① 小松原市民館 開設 昭和54年 4 月

所 在 地	小松原一丁目48-6
面 積	敷地477.39㎡ 建物 延592.56㎡
構 造	鉄筋コンクリート3階建
施 設 内 容	調理室、図書室、会議・研修室、教養娯楽室、相談室、多目的利用室、事務室
利 用 状 況	（令和7年度）9,078人

② 小野市民館 開設 昭和58年4月

所在地	小野三丁目13-7
面積	敷地661.88㎡ 建物 延408㎡
構造	鉄筋コンクリート2階建
施設内容	調理室，図書室，学習室，教養娯楽室，会議室，相談室，事務室
利用状況	(令和7年度) 7,769人

(13) 災害弔慰金，災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(国・県制度 昭和57年7月10日適用)

災害救助法等の適用された自然災害により，市民が死亡した場合，その遺族に対し災害弔慰金を，精神又は身体に著しい障害を受けた市民には，災害障害見舞金を支給する。

また，被災家庭の災害復旧に資するため世帯主に対して災害援護資金の貸付を行っている。

支給額及び貸付限度額

- | | | |
|------------|-------------------|----------------|
| ① 災害弔慰金 | 主たる生計維持者の死亡 | 500万円以内 |
| | その他死亡 | 250万円以内 |
| | 実績 令和7年度 | 250万円 |
| ② 災害障害見舞金 | 主たる生計維持者の障害者 | 250万円以内 |
| | その他障害者 | 125万円以内 |
| | 実績 令和7年度 | 該当なし |
| ③ 災害援護資金貸付 | 1世帯当たりの貸付限度額 | 150万円から350万円 |
| | (被害の種類及び程度により異なる) | |
| | 償還期間 | 10年間(うち据置期間3年) |
| | 実績 令和7年度 | 1件 282,500円 |

(14) 被災者生活再建支援制度(国・県制度 平成10年5月適用)

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し，都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより，その生活の再建を支援し，もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

実績 令和7年度 500万円(25世帯)

(15) 小災害救助(市単独事業 昭和40年9月から実施)

目的 災害救助法の適用を受けるに至らない火災，風水害その他の小災害による被災者に対し，応急的に必要な救助を行い，援護を図る。

- | | | |
|----|------------------|------------------------------------|
| 基準 | 死亡者に対する弔慰金 | 100,000円 |
| | 傷 害 者(1カ月以上入院治療) | 30,000円 |
| | 物資支給 | 毛布又はタオルケット1人1枚(社協と日赤から毛布，タオルセット他) |
| | 見 舞 金(全焼・全壊) | 1世帯30,000円 1人増すごとに15,000円加算 |
| | | (半焼・半壊) 1世帯15,000円 1人増すごとに8,000円加算 |
| | | (床上浸水等) 1世帯10,000円 1人増すごとに5,000円加算 |
| 実績 | 令和7年度 | 48世帯82人(内死亡者3人、重傷者1人) |

弔慰金・見舞金 1,416千円 毛布等22枚

予 算 額 令和8年度 1,491千円

(16) 災害時食糧等物資備蓄事業（平成24年度から実施）

目 的 大規模災害発生時に避難所等における供給体制が整うまでの食糧や生活必需品等の備蓄を行う。

備蓄物資 保存用米製食品，保存用パン，毛布，紙おむつ、段ボールベッド等

予 算 額 令和8年度 16,372千円

(17) 全国市長会防災・減災費用保険料（市単独事業 平成30年度から実施）

目 的 災害救助法の適用に至らない災害時に実際に支出した費用の一部を補てんする「防災・減災費用保険」制度に加入する。

保険内容 避難所の設置 食品・飲料水・生活必需品の供給，職員の人件費など

予 算 額 令和8年度 8,712千円

(18) 災害ボランティアセンター設置・運営事業（令和8年度から実施）

目 的 多大な被害が生じた災害時に、災害ボランティアに関するニーズ把握、募集、派遣などの調整業務を担う、災害ボランティアセンターの迅速な設置に取り組む。

予 算 額 令和8年度 263千円

(19) 市内に設置されている社会福祉施設（市立を除く）

ア 県 立

（令和8.4.1現在）

施 設 別	名 称	定 員	設立年月日	電 話
視聴覚障害者 情報提供施設	視聴覚障害者情報センター	－	昭和29.7.1	220-5896

イ 社会福祉法人・その他

（令和8.4.1現在）

施 設 の 種 類	総数	経 営 主 体	職員数	定 員
保 育 所	109	社会福祉法人等	3,131人	8,077人
児 童 養 護 施 設	5	社会福祉法人	－	－
母 子 生 活 支 援 施 設	4	社会福祉法人	59	77世帯
乳 児 院	2	社会福祉法人	－	－
助 産 施 設	2	公益社団法人等	51	29
障 害 児 入 所 施 設	4	社会福祉法人	－	－
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー	16	社会福祉法人等		－
障 害 者 支 援 施 設	18	社会福祉法人	－	627
養 護 老 人 ホ ー ム	2	社会福祉法人	42	110
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	56	社会福祉法人等	2,623	3,137
軽 費 老 人 ホ ー ム	14	社会福祉法人等	184	458

女 性 自 立 支 援 施 設	1	社 会 福 祉 法 人	16	30
母 子 福 祉 セ ン タ ー	1	社 会 福 祉 法 人	4	—
児 童 心 理 治 療 施 設	1	社 会 福 祉 法 人	35	50
救 護 施 設	1	社 会 福 祉 法 人	17	50

(20) 社会福祉法人等の指導監査等

目 的 社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を図るため、関係法令、通知による指導事項について指導監査等を行うとともに、必要な助言、指導を行う。

令和8年度指導監査等対象数	社会福祉法人	124
	社会福祉施設等	625
	介護保険施設等	1,232
	障害福祉サービス事業等	1,748
	有料老人ホーム	212

(21) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられており、令和4年度から令和8年度を計画期間とする第5期鹿児島市地域福祉計画では、「みんながつながり・支え合う 生きがいあふれる福祉のまち かがしま」を基本理念とし、地域共生社会の実現に向けて、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進している。

3 介護保険

(1) 介護保険制度（国の制度 平成12年4月から実施）

目 的 介護保険は、自己責任の原則と社会的連帯の精神のもと、介護を要する状態になっても、できる限り自立した生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する制度である。

対 象 者 ① 第1号被保険者…65歳以上の者
② 第2号被保険者…40歳以上65歳未満で医療保険に加入している者

保険給付の内容

① 居宅（介護予防）サービス等

訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）福祉用具購入費の支給、（介護予防）住宅改修費の支給、介護予防支援、居宅介護支援

② 施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

③ 地域密着型（介護予防）サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密

着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，看護小規模多機能型居宅介護

④ サービス費の支給

高額介護（予防）サービス費，高額医療合算介護（予防）サービス費，特定入所者介護（予防）サービス費

保 険 料 ① 第 1 号被保険者

所得段階	対 象 者	令和 8 年度保険料（年額）	
第 1 段階	本人が生活保護受給者，中国残留邦人等支援給付受給者の人 世帯全員が市町村民税非課税で，老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が82万6,500円以下の人	基準額×0.285	第 1 段階
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で，本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が120万円以下で，第 1 段階対象者以外の人	基準額×0.486	第 2 段階
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で，第 1 段階及び第 2 段階の対象者以外の人	基準額×0.685	第 3 段階
第 4 段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが，本人は市町村民税非課税で，課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が82万6,500円以下の人	基準額×0.9	第 4 段階
第 5 段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが，本人は市町村民税非課税で，第 4 段階対象者以外の人	基準額	第 5 段階
第 6 段階	本人が市町村民税課税で， 合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.2	第 6 段階
第 7 段階	本人が市町村民税課税で， 合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	第 7 段階
第 8 段階	本人が市町村民税課税で， 合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	第 8 段階
第 9 段階	本人が市町村民税課税で， 合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	第 9 段階
第10段階	本人が市町村民税課税で， 合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	第10段階
第11段階	本人が市町村民税課税で， 合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.0	第11段階
第12段階	本人が市町村民税課税で， 合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.1	第12段階
第13段階	本人が市町村民税課税で， 合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	基準額×2.2	第13段階
第14段階	本人が市町村民税課税で， 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.3	第14段階
第15段階	本人が市町村民税課税で， 合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.4	第15段階

合計所得金額については，地方税法に規定される合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額となる。

② 第 2 号被保険者

加入している医療保険ごとに定められた算定方法による。

地域支援事業

要支援者等を対象に、自立支援と介護予防を推進する、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するとともに、地域の高齢者に対する総合相談支援・権利擁護等を行う包括的支援事業、さらには地域の実情に応じた必要な支援等を行う任意事業を実施する。

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業

事業の種類	事業の内容	令和8年度 予算額(千円)	所管課
介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型サービス他）	要支援者等を対象に多様なニーズに対応したサービスを提供し、高齢者の自立支援と介護予防を推進する。	1,577,953	長寿あんしん課
短期集中運動型サービス検討事業	要支援者等の自立支援や重度化防止のためのリハビリテーション提供体制の充実や社会参加の促進を図るため、社会参加の支援を強化した短期集中運動型サービスの実施に向けた具体的な検討を行う。	1,665	長寿あんしん課
シニア世代のヘルスプロモーション事業	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防等、健康に対する正しい知識の普及を図るため、集団教育や個別の健康相談を行う。	5,265	保健予防課
高齢者のしおり作成事業	介護予防についての知識、保健福祉サービスに関する施策及び介護予防のポイントなどを掲載した冊子を作成する。（隔年作成）	0	長寿支援課
お達者クラブ運営支援事業	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。また、お達者クラブの運営等を行うボランティアである健康づくり推進員の養成及び健康づくり推進員協議会の支援を行う。	28,271	保健予防課
高齢者料理教室支援事業	高齢者が低栄養状態に陥ることの予防を図るため、食生活改善推進員が実施する高齢者を対象とする料理教室を支援する。	1,551	保健予防課
心をつなぐともしびグループ活動推進事業	地域において、声かけ活動等を行うボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、地域で支えあう地域福祉を推進する。	792	長寿支援課
高齢者いきいきポイント推進事業	市社会福祉協議会で募集・管理する、高齢者のボランティア活動等や健康診査の受診に対して、換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。	8,301	長寿あんしん課
よかよか元気クラブ活動支援事業	誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、鹿児島よかよか体操やらくらく体操を中心とした住民主体の活動を推進する。	1,704	保健予防課
地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士等のリハビリテーション専門職が、住民主体の通いの場等における集団・個別指導を実施するなど、介護予防の取組を支援する。	10,227	保健予防課
一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業	高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上を目的とした複合型教室を実施する。	710	保健予防課
I C Tを活用した地域介護予防活動支援事業	効果的な介護予防活動の推進を図るため、タブレット端末を活用し、住民主体の通いの場等で質問票の入力や体力測定等を実施し、データ分析・評価を行う。	1,429	保健予防課

(イ) 包括的支援事業

事業の種類	事業の内容	令和8年度 予算額(千円)	所管課
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターの運営業務のデジタル化を推進し、高齢者の介護予防や自立支援のための総合相談支援業務等の充実を図るとともに、地域共生社会の実現に向けて、障害分野や児童分野など他分野との連携を図る。また、令和8年7月から業務時間等を変更する。	732,707	長寿あんしん課
地域ケア会議推進事業	地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、高齢者個人の支援の充実とともに地域課題の把握や課題解決に必要な資源開発や地域づくりを推進する地域ケア会議を開催する。	1,625	長寿あんしん課
在宅医療と介護の連携推進事業	地域包括ケアシステムを構築するため、在宅医療・介護の連携推進協議会の開催等により、在宅での医療と介護の連携を推進する。	11,277	長寿あんしん課
生活支援体制整備事業	地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援の担い手の養成や地域のニーズと地域資源のマッチングの強化など、地域の多様な関係者等による支援体制の充実を図る。	39,757	長寿あんしん課
認知症初期集中支援推進事業	認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。	4,342	認知症支援室
認知症施策推進事業	国の「認知症施策推進基本計画」等に基づく各種取組を実施する。	18,204	認知症支援室
チームオレンジ設置運営支援事業	認知症の方とサポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行うボランティア団体「チームオレンジ」を設置し、運営を支援する。	12,142	認知症支援室
認知症おうえんナビ運用事業	認知症に関するクイズや気になる症状の選択等を通じて、適切な相談先の案内や支援事業の申請等に対応する「認知症おうえんナビ」を市ホームページ内で運用し、認知症の予防や早期発見等につなげる。	0	認知症支援室

(ウ) 任意事業

事業の種類	事業の内容	令和8年度 予算額(千円)	所管課
介護給付適正化事業	利用者に適切なサービスを提供できる環境整備を図るために、①ケアプランチェック、②講演会の開催等を行う。	9,250	介護保険課
家族介護講習会開催事業	介護を行っている者等を対象に、家族介護講習会を実施する。	463	長寿支援課
家族介護慰労金支給事業	在宅の寝たきり高齢者等を介護している方を慰労する目的で、介護慰労金を支給する。	800	長寿支援課
高齢者見守り支援事業	在宅の認知症高齢者等が、行方不明になることを防ぐために、GPS位置情報サービスを利用する家族に、加入経費の一部を助成する。	60	認知症支援室
成年後見制度利用支援事業	身寄りのない認知症高齢者等のため、審判の申立てのほか、後見人等報酬及び申立費用の助成を行う。	35,684	認知症支援室

事業の種類	事業の内容	令和8年度 予算額(千円)	所管課
住宅改修支援事業	住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務について支援を行う。	400	介護保険課
高齢者住宅生活援助員派遣事業	市営住宅及び県営住宅のシルバーハウジングに、社会福祉法人から生活援助員を派遣し、入居者の在宅生活を支援する。	24,813	長寿支援課
介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が介護サービスの提供の場を訪問し、サービス利用者、家族等の話を聞き、利用者等の疑問や不満、不安等の解消を図り、介護サービスの質的な向上を図る。	3,615	介護保険課
認知症オレンジサポーター養成事業	認知症サポーター及び認知症等見守りメイトを養成するとともに、認知症介護教室を実施する。	3,249	認知症支援室
認知症おかえりサポート事業	認知症などにより行方不明となった高齢者等の早期発見のため、市LINE公式アカウントを活用して、情報を配信する。	107	認知症支援室
認知症オレンジシティかごしま推進事業	認知症の人やその家族を社会全体で支える認知症対策として、相談・体験ができる機会を提供し、早期発見や理解促進を図るなど、誰もが幸せに自分らしく生きることができると地域社会を目指すための取組を市民・事業者と一体となって進める。	909	認知症支援室

予 算 額 令和8年度 58,466,800千円（特別会計）
812,169千円（一般会計※）

※ 重層的支援体制整備事業

(2) 低所得者対策

① 訪問介護等利用者負担助成事業

- ・ 障害者利用者支援措置（県の補助事業 平成12年4月から実施）

障害者施策によるホームヘルプサービスを境界層該当として負担額のなかった者が、介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を全額免除する。

- ・ 訪問介護等利用者負担助成（市単独事業 平成13年4月から実施）

国の経過措置対象者として認定されていた者、市の経過措置対象者として認定されていた者及び65歳到達前に市の障害福祉サービスを利用していた者等が介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を助成する。

予 算 額 令和8年度 4,557千円

② 低所得者利用者負担助成事業

- ・ 社会福祉法人等による軽減に対する補助

（県の補助事業 平成24年4月から実施）

社会福祉法人等が市の認定した低所得者に対して訪問介護、通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業の利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。

対 象 者 市町村民税非課税世帯であり、年間収入が単身世帯で150万円以下

である者等，一定の要件を満たす生活が困難である者

- ・訪問サービス等利用者負担助成（市単独事業 平成15年7月から実施）

市の認定した低所得者が，訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所リハビリテーション，短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービス（以上，介護予防を含む。）を利用した場合，利用者負担額を助成する。

対 象 者 市町村民税非課税世帯であり，年間収入が単身世帯で150万円以下である者等，一定の要件を満たす生活が困難である者（生活保護受給者を除く）

- ・中山間地域等における利用者負担額軽減に対する補助

（県の補助事業 平成21年4月から実施）

中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所（社会福祉法人等）が，市の認定した低所得者に対して，訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合，その社会福祉法人等に対して補助を行う。

対 象 者 市町村民税非課税者（生活保護受給者を除く）

予 算 額 令和8年度 6,868千円

③ 介護保険料低所得者対策事業（市単独事業 平成15年4月から実施）

事業内容 生計困難者に対し，申請により介護保険料を第1段階相当額に減額する。

対 象 者 介護保険料の所得段階が第2段階から第5段階に該当する者で生活保護基準以下の者

（3）鹿児島市介護保険事業計画

「鹿児島市介護保険事業計画」は，本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画であり，令和6年2月に令和6年度から令和8年度までの第9期計画を策定した。また，「高齢者保健福祉計画」と共通する事項が多く，調和を保つ必要があることから，「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定している。

（4）介護施設ボランティアポイント事業（一部県補助事業 令和4年4月から実施）

目 的 市民の介護分野への関心や地域全体で高齢者を支える意識を高める。

事業内容 介護保険施設等でのボランティア活動に対し，換金等が可能なポイントを付与する。

予 算 額 令和8年度 166千円

（5）高齢者に関する総合相談の電子依頼フォーム運用事業（市単独事業 令和7年4月から実施）

目 的 高齢者やその家族の相談依頼の利便性向上を図る。

事業内容 高齢者やその家族の総合相談窓口である地域包括支援センターのホームページ上に、相談するための電子フォームを運用する。

予 算 額 令和8年度 0円

(6) 認知症オレンジシティかごしま推進計画策定事業（国補助事業 令和7年4月から実施）

目 的 認知症の人やその家族を社会全体で支える認知症施策を進めるため、新たに認知症オレンジシティかごしま推進計画を策定する。また、「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」と調和を保つ必要があることから、「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業・認知症オレンジシティかごしま推進計画」として一体的に策定する。

予 算 額 令和8年度 153千円

4 高齢者福祉

(1) 敬老パス交付事業（市単独事業 昭和42年9月から実施）

目 的 高齢者に敬老の意を表するとともに、生きがいに満ちた日々を過ごしていただくよう、本市域内の市電・バス、桜島フェリー及び「あいばす」の全区間を正規運賃の3分の1（10円未満切り捨て、令和9年2月からは正規運賃の3分の2）の自己負担で利用できる敬老パスを交付する。

対 象 者 本市に居住し、住民登録を有する70歳以上の者

交付実績 令和7年度 121,779人

予 算 額 令和8年度 708,144千円

(2) 敬老祝事業（市単独事業 昭和32年度から実施）

目 的 永年にわたり、社会に貢献してきた高齢者を祝福し、敬老の意を表するとともに、さらなる長寿を祈念して祝金等を支給する。

敬老祝金対象者 9月30日現在において満88歳であって、9月1日現在において本市に居住し、住民登録を有する者。

満100歳の誕生日に本市に居住し、1年以上住民登録を有する者。

長寿者祝金対象者 9月1日現在において、本市に居住し、1年以上住民登録を有する者で、満100歳を超える男性及び女性それぞれの最高齢者。

支給状況 令和7年度 88歳 3,303人 100歳及び男女最高齢者 272人

支 給 額 88歳 10千円 100歳 30千円

男女最高齢者 50千円

予 算 額 令和8年度 51,713千円

(3) 高齢者福祉バス運行事業（市単独事業 昭和60年8月から実施、令和7年12月から貸切バス借上料補助制度実施）

目 的 ①高齢者の教養の向上及び健康増進のため高齢者福祉バスを運行する。

②高齢者の教養の向上及び健康増進の目的として貸切バスを借り上げる高齢者団体に対し、借り上げる費用の一部を補助する。

対 象 者 ①単位高齢者クラブ及び60歳以上の高齢者20人以上（定員45人の場合）または10人以上（定員24人の場合）を含む団体（定員45人：1台 定員24人：1台）

②単位高齢者クラブ及び60歳以上の高齢者10人以上を含む任意団体

利 用 料 ①無料
②補助限度額75,000円

実 績 令和7年度 ①運行回数 607回 利用人員 12,336人
②補助金交付件数 16件

予 算 額 令和8年度 32,851千円

※令和8年12月から高齢者福祉バス1台（定員24人）を廃止予定

(4) 愛のふれあい会食事業（市単独事業 平成3年度から実施）

目 的 高齢者とボランティアとの会食を通じ、孤独感の解消、生きがいの促進を図る。

対 象 者 65歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者等

実 績 令和7年度 371団体 99,584食

利 用 料 1食200円

予 算 額 令和8年度 56,126千円

(5) すこやか長寿まつり開催事業（市単独事業 平成24年度から実施）

目 的 高齢者の社会参加や生きがいづくり・健康づくりを促進するスポーツ・文化のイベントとして「すこやか長寿まつり」を開催する。

実施事業 ○ねんりんステージ（高齢者の演奏・舞踊の発表会や、著名人を招いた催し）
○グラウンド・ゴルフ大会
○高齢者作品展

予 算 額 令和8年度 3,584千円

(6) 福祉読本作成事業（市単独事業 昭和63年度から実施）

目 的 21世紀を支える世代となる小学校児童に、高齢者及び障害者のおかれた状況・課題等について正しい理解と認識を深めてもらう。

作成部数 令和7年度 小学校高学年用 500部、電子ブック

予 算 額 令和8年度 99千円

(7) 老人クラブ補助金交付事業（国の補助事業 昭和37年度から実施）

目 的 高齢者クラブの健全な育成を図るとともに、老後の生活を明るく豊かなものにするため、単位高齢者クラブ及び市高齢者クラブ連合会に対し、助成を行う。

結成状況 令和7年度 291の高齢者クラブ（会員 13,782人）

運営補助 1クラブあたり年額（会員数別）
30人未満のクラブ 36,000円
30人から49人のクラブ 56,400円
50人から99人のクラブ 66,000円
100人以上のクラブ 78,000円

予 算 額 令和8年度 16,575千円（単位高齢者クラブ運営補助）
10,822千円（市高齢者クラブ連合会補助）

(8) 高齢者ゲートボール場等管理事業（市単独事業 平成15年度に3事業統合）

- 目 的 高齢者の健康保持と仲間づくり，地域社会での連帯意識の高揚を図るために設置しているゲートボール場，レジャー農園，グラウンド・ゴルフ場を管理する。
- 設置基準 ・ 設置場所は地理的・地形的に安全な土地であること。
・ 5年以上無償で利用できること。
・ ゲートボール場おおむね374㎡以上，グラウンド・ゴルフ場おおむね2,400㎡以上，レジャー農園おおむね165㎡以上。
- 設置場所 ・ ゲートボール場
市有地4カ所，民有地9カ所，計13カ所
・ グラウンド・ゴルフ場
国有地1カ所，市有地1カ所，民有地7カ所，計9カ所
・ レジャー農園
市有地6カ所，民有地5カ所，計11カ所
- 予 算 額 令和8年度 2,934千円

(9) すこやか入浴事業（市単独事業 平成6年度から実施）

- 目 的 高齢者に敬老の意を表するとともに，健康増進と生きがいづくりの促進のため，鹿児島市域の公衆浴場等を100円の自己負担で利用できるすこやか入浴機能付きの敬老パスを交付する。
- 対 象 者 本市に居住し，住民登録を有する70歳以上の者
- 利用回数 1人年30回以内
- 利用実績 543,275回（延べ回数）
- 交付実績 令和7年度 130,217人
- 予 算 額 令和8年度 167,487千円

(10) 地域ふれあい交流助成事業（市単独事業 平成10年度から実施）

- 目 的 高齢者の生きがいづくりを促進し，小中学生及び園児の高齢社会への理解を促すため，地域における高齢者（65歳以上の方）と小中学生及び幼稚園等において園児との交流を深める事業を実施する団体（町内会，高齢者クラブ，あいご会等）に対して事業に要する費用の助成を行う。
- 事業内容 最初に交付を受けた年度から3カ年度までは1事業4万円を，4カ年度以降は1事業3万円を限度額として補助。（同一事業は3回まで）
- 実 績 令和7年度 91事業
- 予 算 額 令和8年度 3,230千円

(11) 高齢者福祉センター等管理運営事業（市単独事業 平成7年度から実施）

- 目 的 高齢者相互のふれあいと交流を図り，生きがいと健康づくりを支援する高齢者福祉センター等のうち，高齢者福祉センターの管理を指定管理者として社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会に，喜入老人憩の家の管理を株式会社ナンワに，すこやかランド石坂の里の管理を公益社団法人鹿児島市シルバー人材センターに行わせる。

名 称	所在地	開館時間
-----	-----	------

オアシスケアウェルネスセンター与次郎 (鹿児島市高齢者福祉センター与次郎)	与次郎一丁目10番6号	午前9時から 午後5時
オアシスケアウェルネスセンター谷山 (鹿児島市高齢者福祉センター谷山)	西谷山一丁目1番7号	
オアシスケアウェルネスセンター吉野 (鹿児島市高齢者福祉センター吉野)	吉野町3275番地3	
オアシスケアウェルネスセンター桜島 (鹿児島市高齢者福祉センター桜島)	桜島横山町1722番地17	
オアシスケアウェルネスセンター郡山 (鹿児島市高齢者福祉センター郡山)	郡山町176番地	
オアシスケアウェルネスセンター伊敷 (鹿児島市高齢者福祉センター伊敷)	下伊敷一丁目10番3号	
鹿児島市喜入老人憩の家	喜入中名町1000番地22	
鹿児島市すこやかランド石坂の里	石谷町1317番地	午前10時から 午後8時
オアシスケアウェルネスセンター東桜島 (鹿児島市高齢者福祉センター東桜島)	東桜島町720番地	

※令和7年4月1日からネーミングライツ導入（オアシスケアウェルネスセンター）

○休 館 日 月曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで

○使 用 料 無料（ただし浴室は1人1回につき100円）

○利用対象者 本市に居住する65歳以上の者（ただし、東桜島は60歳以上の者）
本市の高齢者クラブ等
本市に居住する者で組織する団体（ただし、高齢者福祉センター
東桜島、桜島、郡山、喜入老人憩の家、すこやかランド石坂の里
の一部の施設の利用に限る）

予 算 額 令和8年度 422,904千円

(12) 高齢者生きがい支援パンフレット作成事業（市単独事業 令和2年度から実施）

目 的 高齢者の生きがい支援施策を集約したパンフレットを作成し、各施策
のさらなる利用促進を図る。（隔年作成）

予 算 額 令和8年度 1,365千円

(13) 高齢者福祉相談員設置事業（市単独事業 昭和47年度から実施）

目 的 ひとり暮らし高齢者等安心通報システム利用者等に対する電話によ
る健康状態の確認や各種相談業務等を行い、高齢者の福祉の増進を図る。

相 談 員 2人

実 績 令和7年度相談件数 21,134件

予 算 額 令和8年度 7,920千円

(14) 長寿窓口支援員設置事業（市単独事業 令和6年度から実施）

目 的 長寿窓口支援員を配置し、高齢者福祉に係る諸手続きについて、窓口
業務の円滑化を図る。

支 援 員 1人

予 算 額 令和8年度 4,454千円

(15) 高齢者福祉電話設置事業（市単独事業 昭和51年1月から実施）

目 的 ひとり暮らしの高齢者等に対し福祉電話を設置し、孤独感を和らげるとともに安否確認を行い、生命の安全を図る。

対 象 者 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、生命の安全の確保が懸念され、定期的な安否確認が必要な者
※住民税非課税世帯であり、現に電話が設置されていない世帯

設置状況 令和7年度末 稼働台数71台

予 算 額 令和8年度 1,832千円

(16) 虚弱高齢者等福祉用具給付事業（市単独事業 平成12年度から実施）

目 的 虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対して、寝たきり予防等を図るため介護保険給付対象外の福祉用具を給付する。

給付品目 ・手押し車 ・電磁調理器 ・吸引器

対 象 者 65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等

① 手押し車は、下肢の不自由な者

② 電磁調理器は、初期の認知症などにより、防火等の配慮が必要な者

③ 吸引器は、要介護3以上で必要と認められる者

費用負担 生計中心者の市町村民税所得割額に応じた負担（無料～5割）

実 績 令和7年度 手押し車697台 電磁調理器43台 吸引器96台

予 算 額 令和8年度 10,413千円

(17) 寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業（市単独事業 昭和52年度から実施）

目 的 寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

対 象 者 在宅の65歳以上、要介護認定において要介護3以上と判定された者

利用回数 年1回（申請時期に関わらず）

実 績 令和7年度 延べ664人

予 算 額 令和8年度 3,326千円

(18) 寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業（市単独事業 平成6年度から実施）

目 的 寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

対 象 者 在宅の65歳以上、要介護認定において要介護3以上と判定された者

利用回数 年2回以内（4～1月申請は年2回、2～3月申請は年1回）

実 績 令和7年度 延べ3,305人

予 算 額 令和8年度 8,071千円

(19) 紙おむつ等助成事業（市単独事業 平成12年度から実施）

目 的 紙おむつ等を使用している高齢者に対し、現物支給又は費用の一部を助成することにより、高齢者の福祉及び衛生の向上を図るとともに、経済的負担の軽減を図る。

対 象 者 在宅又は病院で紙おむつ等を使用している65歳以上の高齢者で住民税非課税世帯の者のうち次のいずれかに該当する者（介護保険施設利用者、生活保護受給者は除く）

①要介護1～5の認定を受けている者

②要支援1・2、または介護認定を受けていない者で、医師により「常

時紙おむつの使用が必要」と証明された者

助成内容 <在宅> 要介護4・5の者
 年額7万5千円相当の紙おむつ等支給
 その他の者
 年額5万円相当の紙おむつ等支給

<入院> 月額4千円を限度とする現金助成

実績 令和7年度 決定者数12,780人（現物支給：9,934人，現金支給：2,846人）

予算額 令和8年度 404,825千円

(20) 寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目的 歯科診療が必要な寝たきりの高齢者等の歯科診療を推進するため，市歯科医師会が訪問診療を行うのに必要な機材購入費及び運営費等に補助を行う。

実績 令和7年度 申込み件数185件 訪問件数697件

予算額 令和8年度 2,699千円

(21) 老人介護手当支給事業（市単独事業 昭和61年度から実施）

目的 在宅の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を介護する者に介護手当を支給し，介護者の労をねぎらうとともに，寝たきり高齢者等の福祉の増進を図る。

対象者 本市に1年以上住所を有する者で，寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を現に扶養し，同居又はこれに準ずる状態で6カ月以上介護している者

① 寝たきり高齢者 65歳以上の者で，在宅において6カ月以上常時他の者の介護を必要とする者（要介護認定において要介護3以上）

② 重度認知症高齢者 65歳以上の者で，認知症状により在宅において6カ月以上常時他の者の介護を必要とする者（要介護認定において要介護3以上）

①・②ともに本市に1年以上住所を有する者であること及び在宅でない期間が31日を超えないこと。

資格認定日 毎年度8月1日及び2月1日

手当の額 1人年額 90,000円
 45,000円（国の特別障害者手当又は経過的福祉手当の受給者）

実績 令和7年度 寝たきり高齢者等1,385人
 国の手当受給者 245人

予算額 令和8年度 155,358千円

(22) ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業（市単独事業 平成25年度から実施）

目的 ひとり暮らし高齢者等の世帯で，急病などの緊急時にボタンを押したときや見守りセンサーが異常を感知したときに，警備員が駆けつける通報システムを設置する。

対象者 ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で，世帯全員

が病弱なため、日常生活を営むうえで常時注意を要する世帯

② 65歳以上の高齢者のみの世帯で、同居する1人が重度の要介護状態にある世帯

③ 80歳以上のひとり暮らし高齢者世帯

実績 令和7年度末 稼働台数 1,466台

予算額 令和8年度 93,000千円

(23) 心をつなぐ訪問給食事業（市単独事業 平成5年度から実施）

目的 ひとり暮らしの高齢者等に計画的に配食を提供し安否確認を行うことにより、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて、自立意欲を促進する。

対象者 定期的に安否確認を必要とする65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、食生活の手助けを必要とする者。（高齢者のみの世帯で、世帯全員が要支援以上の世帯などを含む）

配食回数 要支援2以上 昼食 週6回以内
夕食 週6回（昼食を6回受ける者等）

要支援1以下 昼食 週3回以内

利用料 昼・夕食とも1食 400円

（住民税非課税世帯に属する者及び生活保護受給者は1食200円）

実績 令和7年度 利用者 2,203人 延べ 413,507食

予算額 令和8年度 273,276千円

(24) 高齢者住宅改造費助成事業（市単独事業 平成9年度から実施）

目的 在宅の高齢者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成し、高齢者の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図る。

対象者 要介護認定で要支援以上と認定された者又はその同居者で、同居者全員の前年課税所得の合計額が330万円以下であり、納付すべき市税の滞納がない世帯

対象工事 既存の居室、浴室、台所、廊下等の設備構造等を高齢者等に適応するように改造するための工事※新築・増築は対象外

助成額 対象経費の2分の1（限度額50万円）

実績 令和7年度 49件

予算額 令和8年度 21,049千円

(25) 成年後見制度利用促進事業（市単独事業（一部国補助あり） 平成30年度から実施）

目的 認知症や知的・精神障害などにより成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるため、成年後見センターを設置・運営し、制度の利用促進を図る。

予算額 令和8年度 32,242千円

(26) 高齢者短期入所事業（市単独事業 平成12年度から実施）

目的 被虐待高齢者や認知症等による徘徊高齢者等を一時的に養護老人ホ

ーム等に入所させて保護する。

- 対 象 者 本市に住所を有し、要介護認定又は要支援認定を受けていない概ね65歳以上の者で、虐待を受け又は受けている疑いがあり養護者と分離する必要がある者 等
- 利用期間 原則7日以内
- 費用負担 施設利用料，食費，その他実費
- 予 算 額 令和8年度 102千円

(27) 高齢者虐待防止ネットワーク推進事業（市単独事業 平成20年度から実施）

- 目 的 地域包括支援センター，民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に，高齢者虐待の防止や早期発見に努め，高齢者や養護者への支援を行うとともに，関係機関の連携体制の強化を図る。
- 事業内容 ① 高齢者虐待防止ネットワーク協議会の運営
② 高齢者虐待対応
③ 高齢者虐待対応研修会の開催
- 予 算 額 令和8年度 231千円

(28) 軽費老人ホーム谷山荘（B型）（市単独事業 昭和51年度から実施）

- 目 的 低額な料金で高齢者に居室を提供し，併せて日常生活上必要な便宜を供与する。
- 対 象 者 ① 本市に住所がある60歳以上の者
② 家庭環境，住宅事情等の理由により，居宅において生活することが困難な者
③ 自炊ができる程度以上の健康状態にある者
④ 収入が使用料の3.5倍以上ある者
⑤ 所得税を課せられていない者
- ※利用許可を受けた者とともに利用しようとする配偶者，三親等内の親族その他特別な事情によりホームを利用させることが必要と認められる者については①，④に該当しなくても利用できる。
- 使 用 料 1人用居室 月額 11,000円 2人用居室 月額 15,400円
- 指定管理者 社会福祉法人 鹿児島市社会事業協会

名 称	所 在 地	定 員	職員数	敷地面積	建物面積	設立年月日
鹿児島市軽費老人ホーム谷山荘	谷山中央1丁目70番60号	38人	3人	1,830㎡	1,510㎡	昭51.4.1

予 算 額 令和8年度 47,712千円

(29) 軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助事業

（市単独事業 平成8年度から実施）

- 目 的 軽費老人ホームの運営費に係る事務費について補助を行い，家庭環境，住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者の入居を促進する。
- 補助内容 事務費基準額から，入所者が収入に応じて負担する額を差し引いた額

について補助する。

予 算 額 令和 8 年度 329,473千円

(30) 高齢者福祉施設管理基金の設置（平成 5 年度から積み立て）

目 的 本市の高齢者福祉施設の管理運営に要する経費に充てることを目的として「高齢者福祉施設管理基金」を設置し、高齢者福祉の増進を図る。

事業概要 基金運用から生じる利息を高齢者福祉センターの管理運営経費の財源として充当する。

基金総額 令和 7 年度末 4,724,523千円

(31) 養護老人ホームへの入所措置（国の制度 昭和25年度から実施）

目 的 原則65歳以上の者で環境上の理由等により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所させることにより、心身の健康保持及び生活の安定を図る。

対 象 者 原則65歳以上の者で環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者

入所施設 市内施設 2施設 定員110人

予 算 額 令和 8 年度 272,307千円

(32) 後期高齢者医療制度（国の制度 平成20年度制度開始）

対 象 者 75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障害のある者

医療費の自己負担 1割，2割又は3割

保 険 料 鹿児島県後期高齢者医療広域連合で決定し、保険料率は県内一律。

保険料（年額）＝均等割額（医療分：69,800円＋子ども分：1,400円）

＋所得割額 {(総所得金額等－基礎控除額) × 所得割率（医療分：11.72%＋子ども分：0.25%）}

子ども分…子ども・子育て支援金制度分。令和8年度から保険料に上乗せされます。

所得に応じて、均等割額の軽減措置がある。

保険料の納め方 特別徴収（年金から控除）と普通徴収（金融機関の窓口等での納付又は口座振替、納期は7月から翌年3月までの9期）

保健事業 後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした長寿健診の実施

そ の 他 後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、本市独自の事業として、はり・きゅう施設利用補助（施術1回につき1,100円、年60回以内）、人間ドック及び脳ドックの利用補助を行う。

予 算 額 令和 8 年度 12,164,500千円（特別会計）

(33) 鹿児島市高齢者保健福祉計画

「鹿児島市高齢者保健福祉計画」は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画であり、令和 6 年 2 月に令和 6 年度から令和 8 年度までの計画を策定した。また、「介護保険事業計画」と共通する事項が多く、調和を保つ必要があることから、「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定している。

(34) 吉田福祉センター管理運営事業（市単独事業 平成16年11月から実施）

目 的 地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため、吉田福祉センターの管理を平成18年4月から指定管理者として社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会に行わせている。

開館時間 午前9時～午後5時

休 館 日 月曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで

所 在 地 本城町1687番地2

予 算 額 令和8年度 18,302千円

(35) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（令和3年度から実施）

目 的 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、医療・介護・健診データ分析により、地域の健康課題の把握や支援対象者の抽出を行うとともに、事業全体の企画・調整などを行う。

事業内容 ① 事業の企画・調整

② KDB（国保データベース）システム等を活用した地域の健康課題の分析及び対象者の把握

③ 医療関係団体等との連絡調整

予 算 額 令和8年度 2,735千円

(36) 介護老人福祉施設等整備費補助事業（平成8年度から実施）

目 的 計画的かつ質の高い施設の整備を推進し、施設入所者等の福祉の向上を図るため、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助する。

(37) 介護人材確保支援事業（市単独事業 令和6年度から実施）

目 的 介護人材確保を支援するため、関係団体等と連携し、合同就職説明会や介護職場の魅力発信等に取り組む。

事業内容 ① 合同就職説明会

② 介護事業者経営力強化研修

③ 職場体験（学校での講話）

④ 認知症介護基礎研修受講料補助

予 算 額 令和8年度 2,525千円

5 障害者福祉

(1) 身体障害者手帳の交付状況

（令和8.4.1現在）

交付者数 （全人口約5.08％）			障 害 別 人 員		
				18歳以上	18歳未満
年 齢	18歳以上	28,812人	視 覚 障 害	1,916人	17人
			聴 覚 障 害	3,079人	71人
			内 部 障 害	9,592人	99人
	18歳未満	514人	言語機能障害	235人	2人
			肢体不自由	13,990人	325人

			計	28,812人	514人
--	--	--	---	---------	------

(2) 友愛パス交付事業（市単独事業 昭和46年度から実施）

目 的 障害者（児）が，市電，バス等を利用する場合に，無料で利用できるパスカードを交付することにより，生活の利便性の向上及び社会参加の促進を図る。

対 象 者 本市に居住し，住民登録を有する6歳以上の障害者等で身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けている者（ただし，4級については65歳以上），療育手帳の交付を受けている者，原爆被爆者諸手当の受給者及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

交付状況

友愛パス 交付者数	年 度	令和5	令和6	令和7
	身体障害者	9,570人	9,627人	9,714人
	原爆被爆者	84人	80人	55人
	知的障害者	3,979人	4,203人	4,468人
	精神障害者	6,868人	7,367人	7,769人

予 算 額 令和8年度 390,080千円

(3) 友愛タクシー券交付事業（市単独事業 平成4年度から実施）

目 的 重度障害者（児）が，タクシーを利用する場合に，その運賃の一部を補助することにより，生活の利便性の向上及び社会参加の促進を図る。

対 象 者 本市に居住し，住民登録を有する者のうち，身体障害者手帳の交付を受けている者で，障害の程度が視覚の1級又は2級の者，下肢の1級から4級までの者（ただし4級については65歳以上），体幹の1級から3級までの者並びに内部障害の1級の者，療育手帳の交付を受けている者で障害の程度がA1，A2又はAの者，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害の程度が1級の者

交付状況 9,117人（令和7年度）

身体障害者 8,354人 知的障害者 682人 精神障害者 81人

予 算 額 令和8年度 76,550千円

(4) ろうあ者福祉相談員設置事業（市単独事業 昭和43年10月7日から実施）

目 的 市内に居住するろうあ者の各種行政手続，一般生活相談等に応じ，広く便宜を供与し，福祉の向上を図る。

対 象 者 ろうあ者及びろうあ者との問題で意思の疎通や理解を深める必要のある者

相 談 員 1人

相談件数 702件（令和7年度）

予 算 額 令和8年度 3,851千円

(5) 相談等業務委託事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目 的 身体障害者，知的障害者本人又はその保護者等からの相談に応じ，必要な指導や助言等を行うことにより，障害者福祉の増進を図る。

① 身体障害者相談員

身体障害者のうちから適当と認められる者に対し，身体に障害のある者の相談に応じる業務を委託して，身体障害者からの更生援護の相談に応じ必要な指導を行う。

相談員数 32人

② 知的障害者相談員

知的障害者の保護者である者のうちから適当と認められる者に対し，知的障害者本人又は保護者等からの相談に応じる業務を委託して，知的障害者の更生援護に関する必要な指導，助言を行う。

相談員数 7人

予 算 額 令和8年度 1,054千円

(6) 障害福祉サービス給付事業（国の制度 平成18年度から事業を一本化）

目 的 障害者（児）に居宅介護，生活介護などの障害福祉サービス等を提供する。

事業内容 日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と，自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」等があり，家庭などで利用できる「訪問系サービス」，入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」，居住の場として利用できる「居住系サービス」等に分けられる。

① 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ），重度訪問介護，同行援護，重度障害者等包括支援，行動援護

② 日中活動系サービス

生活介護，療養介護，自立訓練（機能訓練・生活訓練），就労移行支援，就労継続支援（A型・B型），就労選択支援

③ 居住系サービス

施設入所支援，共同生活援助（グループホーム）

④ その他サービス

短期入所（ショートステイ），就労定着支援，自立生活援助

⑤ 地域相談支援給付（地域移行支援，地域定着支援）

⑥ 計画相談支援給付（サービス等利用計画）

利用者負担 原則，所得に応じた4区分の上限月額（ただし，利用したサービス費用の1割の方が低い場合は，1割）

予 算 額 令和8年度 22,988,891千円

(7) 障害福祉サービス利用者負担軽減事業（市単独事業 平成18年度から実施）

目 的 市独自の利用者負担軽減を図り，利用を促進するため，利用者負担額を2分の1とする。

事業内容 障害福祉サービスの利用について，利用者負担額を2分の1とする。

予 算 額 令和8年度 30,417千円

(8) 障害児通所等支援事業（国の制度 平成18年度から実施 平成24年度から児童デイサービスが移行し、サービスを拡充して実施）

目 的 障害児に対する療育として、児童発達支援や放課後等デイサービス等を実施し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。

事業内容 在宅の障害児に対して、障害児通所支援事業所や保育所等において、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練及び生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うため、以下のサービス利用を支援する。

① 障害児通所支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

② 障害児相談支援給付（障害児支援利用計画）

利用者負担 原則、所得に応じた4区分の上限月額（ただし、利用したサービス費用の1割の方が低い場合は1割）

予 算 額 令和8年度 14,450,482千円

(9) 障害児通所支援利用者負担軽減事業（市単独事業 平成19年度から実施）

（※平成23年度までは「児童デイサービス利用者負担軽減事業」）

目 的 障害児通所支援の利用について、利用者負担額を助成する。

事業内容 児童発達支援等については、利用者負担額を全額助成し、放課後等デイサービスについては、利用者負担額の2分の1を助成する。

予 算 額 令和8年度 130,611千円

(10) 補装具費支給事業（国の制度 昭和25年度から実施）

目 的 身体障害者（児）の失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）を購入、修理するための費用を支給し、身体障害者（児）の日常生活や社会生活の向上を図る。

交付（修理）件数

種 別 \ 年 度	令和 5	令和 6	令和 7
補 装 具 交 付	958	881	965
補 装 具 修 理	505	489	447
計	1,463	1,370	1,412

予 算 額 令和8年度 160,227千円

(11) 障害児補装具費利用者負担軽減事業（市単独事業 平成19年度から実施）

目 的 障害児の補装具費の支給について、利用者負担の軽減を図る。

事業内容 障害児の補装具費の支給に際し、当該支給に係る利用者負担額を2分の1とする。

予 算 額 令和8年度 1,289千円

(12) 難聴児補聴器購入助成事業（県補助事業 平成25年度から実施）

目 的 補聴器の装用による言語の習得、コミュニケーション能力の発達及び

教育上必要な聴力の確保を図る。

事業内容 18歳未満で身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入、修理に要する費用の一部を助成する。

予算額 令和8年度 2,550千円

(13) 日常生活用具給付事業（国の制度 昭和47年度から実施）

目的 在宅の重度障害者が日常生活を営む上での不便を解消するために、用具を給付することにより、日常生活の利便を図り、福祉の増進に資する。

対象者 在宅の重度障害者（品目により障害種別・等級は異なる）

給付件数

年 度	令和 5	令和 6	令和 7
件 数	12,680	12,933	13,240

予算額 令和8年度 150,032千円

(14) 社会参加促進事業（国の制度 一部単独事業）

目的 共生社会の実現に向けて、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

内 容 ① 手話講座の実施（昭和57年度から実施）

市民を対象に各クラスごとに手話講座を実施

（入門：75人，基礎：95人，手話通訳者養成：75人）

② 手話通訳者の設置（昭和53年度から実施）

本庁及び各支所に手話通訳者を設置

※令和8年度中にタブレットによる遠隔手話通訳に一部切り替え

③ 手話通訳者等派遣事業（平成14年度から実施）

聴覚障害者及び音声機能又は言語機能に障害がある者に対し、申請に応じて、手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

④ 自動車改造費助成（昭和53年度から実施）

身体障害者が自ら使用する自動車の改造に要する経費を助成（限度額10万円，所得要件あり）

⑤ 自動車運転免許取得費助成（平成10年度から実施）

身体障害者が自動車運転免許を取得するための経費の一部を助成（限度額10万円）

⑥ スポーツ大会の開催（昭和42年度から実施）

身体障害者体育大会，知的障害者スポーツ大会

⑦ 1日レクリエーション（市単独事業 昭和47年度から実施）

⑧ レクリエーション教室開催（平成8年度から実施）

⑨ ボランティア活動参加促進（平成8年度から実施）

知的障害者が行うボランティア活動を支援

⑩ 要約筆記講座の実施（平成26年度から実施）

市民を対象に要約筆記講座を実施（20人）

⑪ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（平成26年度から実施）

視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重度重複障害者に対し、申請に応じて、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

⑫ 手話通訳者確保推進事業（令和6年度から実施）

資格取得の難易度の高い手話通訳者を増やすため、講座を開催し、ろう者の社会参加の促進を図る。

⑬ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業（令和6年度から隔年実施）

盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、盲ろう者の自立と社会参加の促進を図る。

予 算 額 令和8年度 55,458千円

(15) 手話言語・障害者コミュニケーション条例（令和6年4月1日施行）

目 的 障害者への理解促進の気運を醸成し、障害者の生活課題等の解消と、意思疎通支援の充実による共生社会の実現を目指す。

概 要 手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づき、パンフレットによる周知等を図る。

(16) 重度身体障害者ガソリン代等助成事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目 的 重度身体障害者で、自ら自動車を運転することにより社会参加が可能で、かつ、低所得の方に対し自動車の燃料費の一部を助成することにより、社会参加を容易にし自立を促進する。

助 成 額 ① ガソリン車 1リットル当たり40円 年180リットル以内

② 軽油車 1リットル当たり18円 年180リットル以内

助成人員 令和7年度 48人

予 算 額 令和8年度 332千円

(17) ゆうあい福祉バス運行事業（平成9年度から実施 令和2年4月から地域生活支援事業に移行）

目 的 障害者団体等からの要請に応じて、リフト付きバスを運行し、障害者の各種研修会、講演会、スポーツ、レクリエーション等への参加を容易にすることによって、障害者の社会参加の促進を図る。

事業内容 リフト付バス 1台（定員24人）

運行範囲 鹿児島県内（離島を除く）

利用日・時間 12月29日から翌年の1月3日までを除く日

午前9時30分～午後4時30分

実 績 令和7年度 運行回数 196回、 利用人員 延べ6,834人

予 算 額 令和8年度 9,909千円

(18) 鹿児島県福祉のまちづくり条例関係事務（県移譲事務 平成12年度から実施）

概 要 「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害者等に配慮した生活環境の整備並びにまちづくりを推進するため、不特定多数の者の利用に供する施設のうち、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための整備を促進することが特に必要な施設の新築等の内容についての届出を受理する。また、整備基準に適合していることを証する証票の交付の請求により、適合しているものに対し交付する。

なお、平成9年度に施行した「鹿児島市福祉環境整備指針」は県条例の適用を受けない小規模の対象建築物について協議等を行っている。

(19) 訪問入浴事業（国の制度 昭和49年度から実施）

目 的 自力及び家族の介助で入浴が困難な重度身体障害者等の家庭に移動浴槽車を派遣し、重度身体障害者等の保健衛生の向上並びに家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

対 象 者 65歳未満の身体障害者手帳1・2級または知能指数35以下で、寝たきりの状態にあり、家族の介助だけでは入浴することができない者

利用回数 1人1カ月6回以内

実 績 令和7年度 延べ2,748回

予 算 額 令和8年度 39,120千円

(20) ゆうあい訪問給食事業（市単独事業 平成12年度から実施）

目 的 65歳未満の独居障害者世帯等を訪問して食事を提供することにより、栄養及び献立等の面で単調になりがちな食生活を改善し、障害者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。なお、昼食に加えて、平成16年7月から夕食の配食を実施している。

対 象 者 独居重度身体障害者（1・2級）及び重度身体障害者だけの世帯の者で食事の調理が困難な者

利用回数 昼食 週6回以内

夕食 昼食を週6回受けている者のうち希望者は週6回

利用者負担 1食400円（住民税非課税世帯、生活保護受給者は1食200円）

登録者数 402人（令和7年度末）

予 算 額 令和8年度 44,123千円

(21) 移動支援事業（国の制度 平成18年度から実施）

目 的 屋外での移動が困難な障害者（児）に外出時の支援を行うことにより、社会参加と自立を促す。

対 象 者 身体障害者 身体障害者手帳の第1種の所持者

知的障害者 療育手帳の所持者

精神障害者 精神障害者保健福祉手帳所持者で障害支援区分が1以上、かつ「行動援護および重度障害者等包括支援の判定基準表」において5点以上の者

難病患者等 外出に支援が必要であると認められる者

そ の 他 65歳到達前の過去5年間継続して援助支援の決定を受けていた者

事業内容 ① 場所の移動のために必要となる支援
 ② 目的地における行動支援
 利用時間 基本 15時間／月
 個別事情に応じ，期限を定めて必要時間を追加
 利 用 料 1時間あたり 身体介護を伴う 200円
 身体介護を伴わない 75円
 市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料
 予 算 額 令和8年度 286,037千円

(22) 日中一時支援事業（国の制度 平成18年度から実施）

目 的 介護者の生活支援及び障害者（児）の日中活動の場を確保することにより，障害者（児）及び家族の安定した生活を保障する。
 対 象 者 障害福祉サービスの「短期入所」の支給決定を受けている障害者及び障害児
 事業内容 障害者（児）を介護する者が，疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に，一時的に施設に預け，必要な保護を行う日帰りショートステイ
 利用時間 基本 30時間／月
 個別事情に応じ，期限を定めて必要時間を追加
 利 用 料 1時間あたり30円（医療型 1時間あたり40円）
 市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料
 予 算 額 令和8年度 22,783千円

(23) 地域活動支援センター事業（国の制度 平成18年度から実施）

目 的 在宅の障害者に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより，自立と社会との交流を促進する。
 対 象 者 在宅の障害者
 事業内容 社会適応訓練，創作活動，生産活動等
 利 用 料 無料
 委託施設 ゆうあい館，たんぽぽ，とんぼ，かけはし，ひだまり，サポートやすらぎ，クリンカハウス，じゃすぴあ，ドリーム，さをり工房うえ～ぶ，きずな館
 予 算 額 令和8年度 150,754千円

(24) 更生訓練費支給事業（国の制度 平成18年度から実施）

目 的 更生訓練費を支給し，社会復帰の促進を図る。
 事業内容 就労移行支援又は自立訓練を利用している障害者に更生訓練費を支給する。
 予 算 額 令和8年度 7,855千円

(25) 福祉ホーム事業（国の制度 平成10年度から実施 平成18年10月から障害者自立支援法による地域生活支援事業へ移行）

目 的 日常生活に支障のある障害者に対し，低額な料金で日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに，日常生活に必要な便宜

を供与する福祉ホームを運営する社会福祉法人に運営費の一部を助成し、障害者の福祉の増進を図る。

対象施設	自立ホームゆめの里	川上町680-3	定員11人
	福祉ホームむぎのめの里	川上町1862-1	定員10人
	こかげの里	川上町685-12	定員14人
	福祉ホームつわぶきハウス	犬迫町8032-2	定員8人
予 算 額	令和8年度 10,551千円		

(26) 身体障害者福祉電話設置事業（市単独事業 平成5年度から実施）

目 的	在宅の重度身体障害者に対し福祉電話を貸与することにより、難聴者又は外出困難な重度身体障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図るとともに、電話による安否の確認や、各種相談に応じ、もって重度身体障害者の福祉の増進を図る。		
対 象 者	難聴者又は外出困難な重度身体障害者で、身体障害者手帳の等級が2級以上の者		
設置状況	令和7年度	累計 26台	※新規受付は令和6年度末で終了
予 算 額	令和8年度 687千円		

(27) ひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業（市単独事業 平成25年度から実施）

（※24年度までは「身体障害者在宅介護支援システム設置事業」）

目 的	緊急通報システムを設置することにより、急病など緊急時における不安を解消するとともに生活の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援する。		
事業概要	障害者が緊急通報装置本体またはペンダントのボタンを押した場合やセンサー等により異常を感知した場合に、市が委託した事業者（警備会社）が通報を受信し、利用者宅へ電話をかけ状況確認を行う。利用者が電話を受けることができない場合には、鍵を預かった警備員を利用者宅へ派遣し、必要に応じて、消防局へ救急車の緊急出動の要請を行う。		
対 象 者	下記のいずれかに該当する者で、世帯全員が病弱なため日常生活を営むうえで常時注意を要するもの		
	① 65歳未満のひとり暮らし重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）世帯		
	② 65歳未満の重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）のみの世帯		
	③ ②に準ずる世帯（65歳未満の重度身体障害者と重度知的障害者との同居など）		

利用者負担額

	負担額（月額）
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	
市民税均等割課税者がいる世帯	
市民税所得割課税者がいる世帯	1,000円（携帯型：800円）

予 算 額	令和8年度 2,307千円
-------	---------------

(28) 在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成事業（市単独事業 平成13年度から実施）

目 的 在宅で常時、人工呼吸器又は酸素濃縮器を使用している重度呼吸器機能障害者に対して、これらの機器に係る電気料金の一部を助成し、障害者の経済的負担の軽減と福祉の増進を図る。

対 象 者 ① 身体障害者手帳所持者で呼吸器機能障害1級又は3級の者、又はこれに準ずる者として特に市長が認める者

② 在宅で常時、人工呼吸器又は酸素濃縮器を使用する者

③ 生計中心者の市町村民税が非課税の者

予 算 額 令和8年度 2,022千円

(29) 重度心身障害者（児）紙おむつ等助成事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目 的 在宅又は病院等で、紙おむつ等を使用している重度心身障害者（児）に対し、紙おむつ購入費等を助成し、重度心身障害者（児）の福祉の向上及びその世帯の経済的負担の軽減を図る。

対 象 者 3歳以上の身体障害者手帳1級、2級の肢体不自由者又は、療育手帳A1、A2、Aに該当する者で、生計中心者の市町村民税が非課税の者（生活保護世帯を除く。）

助 成 額 月額 4,000円以内

予 算 額 令和8年度 11,940千円

(30) 重度身体障害者理髪・美容サービス事業（市単独事業 平成6年度から実施）

目 的 外出困難な重度身体障害者の家庭に理容・美容業者を派遣して、理髪・美容サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

対 象 者 身体障害者手帳（視覚障害1級及び65歳未満の肢体不自由1級）の所持者で、外出困難な重度身体障害者

実施回数 1人年3回以内

予 算 額 令和8年度 1,537千円

(31) 重度身体障害者住宅改造費助成事業（市単独事業 平成9年度から実施）

目 的 重度身体障害者の在宅での生活を支援するため、浴室・トイレ・廊下の段差解消、手すりの設置や居室の改造等に要する経費の一部を助成し、生活環境の整備を図る。

対 象 者 重度身体障害者及びその同居者で、同居者全員の前年課税所得金額の合計額が330万円以下であり、納付すべき市税の滞納がない世帯

助 成 額 対象経費に2分の1を乗じた額（上限額：500,000円）

予 算 額 令和8年度 11,646千円

(32) 児童発達支援事業専門員加算等補助金（市単独事業 昭和51年度から実施）

目 的 在宅で児童発達支援事業所等へ通所する心身障害児又は重症心身障害児に対し、日常生活基本動作訓練や集団生活適応訓練等の早期療育を行うことにより各自の能力に応じた発達を支援する。

事業内容 児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び放課後等デイサービスについて、より質の高い訓練や指導のほか専門的な個別指導や、その

家族に対する心理的サポートを含む総合的な療育指導を行う事業所に対して、専門指導員等の経費の一部を助成する。

予 算 額 令和８年度 40,500千円

(33) 発達障害児等家族支援補助事業（市単独事業 令和元年度から実施）

目 的 発達障害児等が地域からの孤立や児童虐待につながらないように、保護者が楽しく子育てに臨める自信を持たせるため、事業所が行う家族支援に対し補助を行い、療育の質の向上を図る。

事業内容 児童発達支援事業所等が、通所している発達障害児等の保護者に対して、グループ講習等の集団支援を実施した場合に、経費の一部を助成する。

予 算 額 令和８年度 3,160千円

(34) 障害児地域療育等支援事業（市単独事業 平成８年度から実施）

目 的 在宅障害児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障害児（者）施設の有する機能を活用し療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障害児（者）及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業内容 ① 障害児等療育支援事業
・在宅支援訪問療育指導事業
・在宅支援外来療育指導事業
・施設支援一般指導事業
② 地域療育等支援事業

対 象 者 在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）及び身体障害児（者）等

予 算 額 令和８年度 4,527千円

(35) 障害福祉サービス事業所等サポート事業（国の制度 令和３年度から実施）

目 的 福祉・介護職員等処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算の取得を促進するとともに、障害福祉サービス等情報公表制度に係る審査体制を確保し、当該制度を円滑に実施する。

事業内容 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進に係る事業所への助言・指導等
福祉・介護職員等処遇改善加算の認知度向上や、各事業所による申請へのサポート体制を構築することにより、市内事業所における加算等の取得促進を図る。
② 障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保
会計年度任用職員を雇用し、障害福祉サービス等情報公表制度の審査を行う。

予 算 額 令和８年度 5,527千円

(36) 障害者相談支援等事業（国の制度 平成18年度から実施）

目 的 在宅で生活している障害者やその家族を対象に、地域で生活を送るうえで必要な各種福祉サービスの活用などについて相談を受け、助言や利用援助を行い、障害者の地域における生活を支援する。

事業内容 ① 障害者相談支援事業（電話・来所・訪問等による相談）
 ② 障害者緊急一時保護業務
 予 算 額 令和8年度 58,987千円

(37) 鹿児島市障害者基幹相談支援センター事業（国の制度 平成24年10月1日設置）

目 的 障害者（児）及びその家族等からの総合的な相談業務について、ワンストップ化を図り、情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、その他虐待防止センターの機能を備えた、本市の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを運営する。

事業内容 総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）・差別解消）及び成年後見制度利用支援事業を実施。
 ・身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応
 ・虐待防止センターの役割など

予 算 額 令和8年度 42,026千円

(38) 地域生活支援拠点事業（国の制度 平成29年度から実施）

目 的 地域で生活する障害者の不安の解消を図り、障害者及び家族が安心して生活できるよう支援することにより、障害のある人もない人も共に地域で生活できる社会の推進に寄与する。

事業概要 ・24時間365日の緊急対応（相談、受け入れ）
 ・施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対して当拠点やグループホーム等において地域生活の体験の場を提供
 上記事業を行うため、拠点の機能を中核的に担う施設に対して、居室の確保及びコーディネーター配置を行う。

予 算 額 令和8年度 9,331千円

(39) 自立支援医療費（更生医療）支給事業（国の制度 昭和24年度から実施）

目 的 身体障害者の更生を目的にし、手術、治療により身体の機能障害を除去し、または軽減して職業能力や日常生活を容易にする。

対 象 者 18歳以上の身体障害者手帳を有する者

実 績

年度 区分	令和5	令和6	令和7
延べ件数	11,721件	11,310件	10,769件

予 算 額 令和8年度 931,981千円

(40) 重度心身障害者等医療費助成事業（県補助事業 昭和49年度から実施）

目 的 重度心身障害者等の健康の保持増進を図り、もって重度心身障害者等の福祉の向上に資する。

対 象 者 ① 身体障害者手帳1級又は2級所持者
 ② 知能指数35以下の知的障害者
 ③ 身体障害者手帳3級を所持し、かつ知能指数36以上50以下の者（重複障害者）

④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者（通院医療費のみ：R6.7～）

※ 令和 6 年 7 月から所得制限あり

助 成 額 保険診療分の自己負担額（1 カ月単位）

助成の方法 自動償還払い

実 績 令和 7 年度助成件数 356,018 件

予 算 額 令和 8 年度 1,646,731 千円

(41) 市民福祉手当（重度障害者（児）手当）（市単独事業 昭和45年4月から実施）

目 的 重度障害者（児）に市民福祉手当を支給することにより，これらの者の福祉の増進を図る。

対 象 者 ① 重度障害者（令和 8 年度予算人員 対象者15,719人）

10月1日現在で本市に1年以上居住している20歳以上の者で，身体障害者手帳1・2級，療育手帳A1・A2・B1若しくは精神障害者保健福祉手帳1・2級の者又はこれに準ずる障害を有する者

② 重度障害児（令和 8 年度予算人員 対象児643人）

4月1日現在で本市に1年以上居住している20歳未満の者で，身体障害者手帳1・2級，療育手帳A1・A2・B1若しくは精神障害者保健福祉手帳1・2級の者又はこれに準ずる障害を有する者

手 当 額 年額24,000円（令和 8 年 1 0 月 1 日以降申請の重度障害者は12,000円）

予 算 額 令和 8 年度 234,471 千円

(42) 特別障害者手当（国の制度 昭和61年度から実施）

目 的 日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者の福祉の増進を図る。

手 当 額 月額30,450円

実 績

年度 区分	令和 5	令和 6	令和 7
受給者数（人）	955	1063	1089

(43) 障害児福祉手当（国の制度 昭和61年度から実施）

目 的 日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の重度障害児の福祉の増進を図る。

手 当 額 月額16,560円

実 績

年度 区分	令和 5	令和 6	令和 7
受給者数（人）	365	366	335

(44) 福祉手当（経過措置分）（国の制度 昭和61年度から実施）

目 的 日常生活において常時介護を必要とする重度障害者の福祉の増進を図る。

対 象 者 旧福祉手当の受給者で特別障害者手当，障害基礎年金の非該当者

手 当 額 月額16,560円

実 績

年度 区分	令和 5	令和 6	令和 7
受給者数（人）	8	8	5

(45) 心身障害者扶養共済事業（県の制度 昭和45年度から実施）

目 的 心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき，保護者の死亡又は重度障害の状態となった後の心身障害者に年金を支給し，心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資する。下記①～③のいずれかに該当する心身障害者の保護者で市内に住む65歳未満の健康な者

対 象 者 ① 知的障害者
② 身体障害者（1級から3級まで）
③ ①②に準ずる者で将来独立自活することが困難と認められる者

加入限度 心身障害者1人につき2口まで

加入者数 129人（令和7年度末）

給付内容 加入者が死亡又は重度障害の状態となった日の属する月から心身障害者に対し，加入口数が1口につき年金月額2万円が支給される。

予 算 額 令和8年度 8,885千円

(46) 心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）

① 設置目的

心身障害者に対して，自立活動を助け，ふれあいを深め，及び生きがいを高める場を提供し，もって心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

② 利用方法等

- ・開館時間 午前9時～午後9時
- ・休 館 日 水曜日，12月29日から翌年1月3日まで
- ・使 用 料 無料
- ・利用対象者 身体障害者手帳や療育手帳を有する者等

③ 主な事業

ことばの発達指導事業，利用者相談支援等事業，スポーツ・レクリエーション，福祉機器リサイクル事業，IT講習会開催事業等

(47) 知的障害者福祉センター（ふれあい館）

① 設置目的

知的障害者相互のふれあいを深め，生きがいと健康づくりを支援し，知的障害者とその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

② 利用方法等

- ・開館時間 午前9時～午後9時
- ・休 館 日 月曜日，12月29日から翌年1月3日まで
- ・使 用 料 無料
- ・利用対象者 療育手帳所持者等とその家族及び知的障害者のために奉仕活動を行う個人や団体

③ 主な事業

スポーツ，レクリエーション，健康・生活・職業等の相談・指導，教育講座等の開催

(48) 精神保健福祉交流センター（はーと・ぱーく）

① 設置目的

精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに、市民の精神障害に対する理解と相互の交流を深めることを目的とする。

② 利用方法等

- ・開館時間 午前9時～午後9時
- ・休館日 火曜日、12月29日から翌年1月3日まで
- ・使用料 無料
- ・利用対象者 精神障害者保健福祉手帳所持者（障害の程度が同程度と認められる者）とその家族や介護者及び精神障害者のために奉仕活動を行う個人や団体

③ 主な事業

- ・健康、生活、就労等の相談・指導
- ・精神障害者に対する社会的偏見をなくし地域住民等との交流を図るイベント
- ・精神障害に対する正しい知識の普及啓発を目的とした講座、講習会等の開催

(49) 成年後見制度利用支援事業（国の制度 平成14年度から実施）

目 的 身寄りのない知的障害者・精神障害者で、判断能力の不十分な者の保護を図るため、審判の申立てほか後見人報酬及び申立費用の助成を行う。

予 算 額 令和8年度 14,695千円

(50) 障害福祉計画等策定・管理事業（市単独事業 平成18年度から実施）

目 的 障害者基本法に基づく市町村障害者計画である第五次鹿児島市障害者計画（令和5～9年度）並びに障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画である鹿児島市障害福祉計画第7期計画・鹿児島市障害児福祉計画第3期計画（令和6～8年度）を推進し、進行管理を行うとともに、鹿児島市障害福祉計画第8期計画・鹿児島市障害児福祉計画第4期計画（令和9～11年度）を策定するほか、障害者総合支援法に基づく障害者自立支援協議会を開催する。

内 容 ① 第五次鹿児島市障害者計画

ア 根拠：障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」

イ 内容：本市の障害者施策を推進するための計画として、施策の基本的方向を示す

ウ 計画期間：令和5年度から9年度

② 鹿児島市障害福祉計画第7期計画・鹿児島市障害児福祉計画第3期計画

ア 根拠：障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」

「第五次鹿児島市障害者計画」の数値目標を含む実施計画と位置付ける

イ 内容：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体制の確保に関する計画

ウ 計画期間：令和6年度から8年度

予算額 令和8年度 6,832千円

(51) 障害者施策推進協議会（昭和49年度設置）

障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会を平成6年6月設置。

（昭和49年10月設置の心身障害者対策協議会を名称変更）

予算額 令和8年度 73千円

(52) 医療的ケアを必要とする障害児支援事業（国の制度 令和元年度から実施）

目的 医療的ケア児（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児）が適正な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の運営を行うほか、医療的ケア児支援に関するリーフレットの作成を行う。

予算額 令和8年度 363千円

(53) 在宅重度心身障害児家族支援事業（令和5年4月から国の制度へ移行 令和3年度から実施 ※令和3,4年度は県の制度）

事業内容 在宅の重度心身障害児を介護する家族の心身や経済上の負担軽減を図るため、家族に代わって訪問看護師等が看護を行うための経費を助成する。

対象者 18歳未満で次のいずれかに該当する者

- ① 身体障害者手帳1級または2級
- ② 療育手帳A1またはA2
- ③ 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1

予算額 令和8年度 1,856千円

(54) ナイスハート支援事業（市単独事業 平成24年度から実施）

目的 障害者施設の生産物の販売等を促進するとともに市民への啓発を行い、障害者の生産意欲の向上を図る。

事業内容 障害者施設の生産物の販売等を促進するための広報等の経費に対し助成する。

- ① 助成先 物品の加工・販売等を行う障害福祉サービス事業所で構成する団体
- ② 広報内容 生産物（木工品、パン、菓子等）やレストラン等の案内
- ③ 広報方法 ホームページなど

予算額 令和8年度 100千円

(55) チャレンジド大賞表彰事業（市単独事業 平成25年度から実施）

目的 障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者の社会参加と自立支援の促進を図る。

事業概要 様々な分野において、前向きに取り組んでいる障害者個人や団体

及び障害者の方々を積極的に支援している個人等を表彰する。

予 算 額 令和 8 年度 352千円

(56) 各種団体に対する補助金事業（市単独事業）

目 的 各種福祉団体に対し助成を行い，その活動を活性化することにより，福祉の増進を図る。

内 容 鹿児島市身体障害者福祉協会等への助成

予 算 額 令和 8 年度 2,125千円

6 生活保護

(1) 保護状況（令和 8 年度予算額 扶助費 26,000,753千円）

※平成25年生活扶助基準等の再改定に伴う追加給付分は除外して記載

区 分	令和 6 年度（月平均）			令和 7 年度（月平均）			前年度 対 比 (人員)
	世帯数	人 員	扶助額	世帯数	人 員	扶助額	
生 活 扶 助	世帯 10,143	人 12,704	千円 538,188	世帯 9,996	人 12,437	千円 522,871	% 97.9
住 宅 扶 助	9,960	12,218	291,115	9,854	12,022	286,477	98.4
教 育 扶 助	435	669	7,070	396	603	6,770	90.1
介 護 扶 助	2,897	2,970	50,090	2,891	2,970	52,451	100.0
医 療 扶 助	10,854	13,204	1,273,372	10,729	13,001	1,291,555	98.5
出産・生業・葬祭扶助	251	285	8,715	257	291	9,262	102.1
就労自立給付金	6	6	287	8	8	369	133.3
進学準備給付金	5	5	1,150	4	4	892	80.0
扶 助 実 数	11,531	14,319	2,169,988	11,395	14,083	2,170,647	98.4

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
1人当たり扶助額（月額）	151,546円	154,132円	2,586円
1世帯当たり扶助額（月額）	188,187円	190,491円	2,304円
月 平 均 保 護 率	25.0%	24.7%	△0.3%
全 国 平 均 保 護 率	16.2%	16.1%	△0.1%
月 平 均 世 帯 数	11,531世帯	11,395世帯	△136世帯

月 平 均 人 員		14,319人	14,083人	△236人
月 平 均 処 理 件 数	開 始	99件	95件	△4件
	廃 止	103件	103件	0件
	却 下	3件	6件	3件

(2) 生活保護の推移（指数については、令和3年度を100とする）

※平成25年生活扶助基準等の再改定に伴う追加給付分は除外して記載

年 度		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
保護実数 (月平均)	世帯(世帯)	11,640	11,618	11,553	11,531	11,395
	指数	100	99.8	99.3	99.1	97.9
	人員(人)	14,697	14,559	14,382	14,319	14,083
	指数	100	99.1	97.9	97.4	95.8
保 護 費 (年 額)	金額(千円)	25,638,133	25,627,276	26,250,051	26,039,850	26,047,759
	指数	100	100	102.4	101.6	101.6
一 世 帯 当 た り 扶 助 額 (月 額)	月額(円)	183,549	183,819	189,345	188,187	190,491
	指数	100	100.1	103.2	102.5	103.8
保 護 率 (千 分 比)	本市(%)	25.1	25.0	24.9	25.0	24.7
	本県(%)	18.7	18.5	18.5	18.5	18.2
	全国(%)	16.3	16.2	16.3	16.2	16.1

7 生活困窮者自立支援

(1) 自立相談支援事業（国の制度 平成27年度から実施）

目 的 生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

内 容 生活困窮者の様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて自立支援計画を策定し、関係機関との調整などを行う。

また、相談者の家計状況の「見える化」によって根本的課題を把握し、関係機関と連携して債権等の整理を図る家計改善支援を行う。

なお、平成28年度からは、「生活・就労支援センターかごしま」として、ハローワークかごしま及びシルバー人材センターの相談窓口を併設し、ワ

ンストップでの就労支援を行う。

予算額 令和 8 年度 22,015千円

(2) 住居確保給付金（国の制度 平成27年度から実施）

内 容 離職・やむを得ない休業等により、住居を失った又は失うおそれがある者に対し、給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を支援する。

予算額 令和 8 年度 3,900千円

(3) 就労準備支援事業（国の制度 平成28年度から実施）

内 容 一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。

予算額 令和 8 年度 50千円

(4) 子ども学習・生活サポート事業（国の制度 平成28年度から実施）

内 容 家庭の事情により、家庭での学習等に困難を抱える子どもへ学習の場を提供するとともに、進路選択や学習・生活環境改善に向けた支援のほか、進学を目指す子どもにオンライン等による学習支援を行う。

予算額 令和 8 年度 19,848千円

(5) 若者等サポート事業（国の制度 令和元年度から実施）

内 容 生活支援コーディネーターを配置し、窓口へ来られない要支援者や若者・中高年の「ひきこもり」の者等の情報を把握し、訪問支援等を行う。

予算額 令和 8 年度 4,930千円

8 保健衛生

鹿児島市保健所	山下町11番1号
北部保健センター	吉野町3275番地3
東部保健センター	山下町11番1号
西部保健センター	永吉二丁目21番6号
中央保健センター	鴨池二丁目25番1－11号
南部保健センター	西谷山一丁目3番2号
吉田地区保健センター	本城町1687番地2
桜島地区保健センター	桜島藤野町1456番地1
松元地区保健センター	上谷口町2883番地
郡山地区保健センター	郡山町141番地
喜入地区保健センター	喜入町6100番地
食肉衛生検査所	下福元町7852番地
保健環境試験所	鴨池二丁目22番18号
動物愛護管理センター	田上町3910番地

(1) 生活衛生

① 業務内容

ア 教育・調査

衛生教育，人口動態調査その他保健衛生に関する調査

イ 監視・指導・取締

医事，薬事，毒物劇物，食品衛生，家庭用品衛生，環境衛生，温泉，化製場等

ウ 許認可免許手続

営業関係許認可，診療所等の開設許可，医療従事者等の免許手続

エ 犬・猫関係

犬の登録，狂犬病予防注射，飼い方の指導，犬の捕獲，犬猫の引取り

② 活動状況

ア 食品衛生

食品衛生営業許可事務取扱件数

(令和7年度)

区 分	飲食店	菓 製 子 造	そうざい 製 造	食 販 肉 売	魚 介 類 販 売	そ の 他	計
申 請	2,135	134	85	28	20	62	2,464
許 可	2,129	135	83	28	20	62	2,457
現 在 数	6,883	643	464	181	202	446	8,819

監視指導延べ件数 3,777件

イ 環境衛生

環境衛生営業許可等事務取扱件数

(令和7年度)

区 分	旅 館	興 行 場	仮 設 興 行 場	公 衆 浴 場	理 容 所	出 張 理 容	美 容 所	出 張 美 容	ク リ ー ニ ン グ 所	特 定 建 築 物	建 築 物 登 録 業	温 泉		計
												掘 削	利用 許可	
申請又は届出	30	0	0	3	8	4	86	14	9	1	25	1	9	190
許可又は確認	30	0	0	3	9	4	92	14	9	1	25	0	9	196
現 在 数	261	17	0	129	473	43	1,534	161	286	206	160	※260	158	3,688

監視指導延べ件数 379件

(※泉源数)

ウ 統計届出

人口動態取扱件数

(令和7年度)

出生	死亡	死産	婚姻	離婚
4,011	7,126	102	2,511	1,008

エ 犬の登録頭数ほか

(令和7年度)

区分	犬 の 登 録	予 狂 防 注 射 病 犬	捕 犬 獲 数 の	引 飼 取 犬 数 の	の 所 有 者 不 明 犬 の 引 取 数	収 負 傷 犬 容 数 の	返 還 数	咬 傷 届 数	措 置 命 令	引 飼 取 猫 数 の	の 所 有 者 不 明 猫 の 引 取 数	収 負 傷 猫 容 数 の
件数	1,855	16,859	6	2	62	0	54	21	0	42	94	81

オ 動物取扱業の登録及び届出，特定動物の飼養又は保管の許可数(令和7年度)

動物取扱業登録数(第一種)及び届出数(第二種)							(件)
区 分	販 売	保 管	貸出し	訓 練	展 示	その他	
第一種	86	119	3	15	12	0	

区 分	譲渡し	保 管	貸出し	訓 練	展 示	その他
第二種	2	2	0	0	2	0

特定動物飼養保管許可数 37件

カ 化製場等施設数

(令和7年度)

施設別 区分	化製場	死 亡 獣 畜 取扱場	準用 施設	飼養許可畜舎（指定区域内）								合計
				牛	馬	豚	鶏	あひる	犬	山羊	めん羊	
現在施設数	4	1	2	2	4	3	3	1	8	1	1	23
監視指導数	2	1	2	1	3	3	3	1	7	1	1	20

キ 食鳥処理場施設数

(令和7年度)

施設別 区分		大 規 模	認定小規模
現在施設数		2	7
監視指導件数		10	9

ク 動物愛護基金の設置（令和7年度から積み立て）

目 的 動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図る

基金総額 28,100千円（令和7年度末）

令和8年度事業 負傷動物の治療及びワクチンの接種、飼い主のいない猫の不妊去勢手術への助成等に関する経費の財源として充当する。

③ 医療関係

ア 医師、歯科医師及び薬剤師数（令和6.12.31現在）

医師 2,815人 人口10万人当たり482.8人

歯科医師 781人 // 134.0人

薬剤師 1,698人 // 291.3人

（資料 厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室「令和6年医師・歯科医師・薬剤師統計」）

イ 病床数（令和8.4.1現在）

13,349床（助産所を除く）

人口10万人当たり 2,314床

ウ 市内医療施設（令和8.4.1現在）

経営主体 区分			国	県	市	左記を除く 公的医療施設	医療 法人等	個人	計
病院	病 院 数		2		1	3	78		84
	病床数	一 般 床	1,072		568	339	4,615		6,594
		療 養 床				18	2,291		2,309
		結 核 床					40		40
		精 神 床	40				3,138		3,178
		感 染 症 床	2		6				8
		計 床	1,114		574	357	10,084		12,129
一般診療所	無 床 診 療 所 数		2	3	6	6	319	130	466
	有 床	診 療 所 数					82	3	85
		一 般 床					1,066	37	1,103
		療 養 床					117		117
		計 床					1,183	37	1,220

歯科診療所	無床診療所数						117	247	364
	有床	診療所数							
		病床数	床						
助産所	無床	助産所数					1	80	81
	有床	助産所数					2	4	6
		入所数	床				18	7	25

エ 市内医療関連施設（令和8.4.1現在）

	薬局	店舗販売業	衛生検査所	施術所	歯科技工所
施設数	353	132	10	1,022	140

オ 地域救急医療

(ア) 初期救急医療（一般的な疾病・けがに対応）

休日在宅当番医制・夜間急病センター・歯科救急医療（休日等歯科診療・夜間歯科診療）・夜間救急薬局・かかりつけの病院・診療所

a 休日在宅当番医制（昭和42年3月から実施）

(a) 9診療科目を当番医制で配置

(b) 日曜，祝日，8/14・15，12/31～1/3の午前9時～午後6時

b 夜間急病センター（平成18年4月1日供用開始）

設置場所 鹿児島市保健・急病センター1階

(a) 診療科目 内科・小児科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科
※産婦人科，眼科，耳鼻いんこう科はオンコール制

(b) 毎日 午後7時～翌朝7時（日曜，祝日，8/14・15，12/29～1/3は午後6時～翌朝7時）

※外科は午後11時まで

※産婦人科，眼科，耳鼻いんこう科は土曜，日曜，祝日，8/14・15，12/29～1/3のみ診療。午後10時まで

c 歯科救急医療（休日：昭和54年3月から 夜間：平成4年4月から実施）

○休日昼間 診療場所 県歯科医師会立口腔保健センター

(a) 日曜，祝日，8/13～15，12/29～1/3の午前9時～午後4時

○夜間歯科診療（在宅当番医制）

(a) 1歯科診療所を当番医制で配置（5/3～5，8/13～15，12/29～1/3は2歯科診療所）

(b) 毎日 午後6時～午後11時

d 鹿児島市薬剤師会夜間救急薬局（平成5年7月から実施）

設置場所 鹿児島市保健・急病センター1階

(a) 毎日 午後7時～翌朝7時（日曜，祝日，8/14・15，12/29～1/3は午後6時～翌朝7時）

(イ) 第二次救急医療（初期救急医療機関から要請を受けて，特に入院加療を要する重症患者に対応）

a 共同利用型病院「鹿児島市医師会病院」（昭和59年6月から実施）

(a) 診療科目 内科・脳神経内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・外科・消化器外科・呼吸器外科・婦人科・放射線科・麻酔科・ペインクリニック内科・救急科・病理診断科・リハビリテーション科・緩和ケア内科（計16科目）

- (b) 毎日 24時間体制
- (ウ) 第三次救急医療（第二次救急医療機関から要請を受けて、特に頭部外傷・脳卒中・低出生体重児・心筋梗塞等の直ちに救命処置を要する重篤患者に対応）
 - a 鹿児島市立病院救命救急センター・成育医療センター・脳卒中センター
 - (a) 毎日 24時間体制
 - b 鹿児島大学病院救命救急センター
 - (a) 毎日 24時間体制
 - c 米盛病院救命救急センター
 - (a) 毎日 24時間体制

(2) 保健予防

① 業務内容

相談・健診・教室・訪問指導・給付事業

ア 母と子の健康

母子健康手帳交付と妊産婦健康相談，乳幼児予約制・1歳6カ月児・3歳児健康診査，医療機関委託による妊婦・産婦・乳幼児健康診査，新生児聴覚検査，産婦支援小児科連携事業への公費助成，ようこそ赤ちゃん教室，育児についての健康教室（育児教室），新生児・妊産婦・乳幼児の訪問指導，こんにちは赤ちゃん事業，未来を守るミルク支給事業，育児支援（育児相談），子どもすこやか安心ねっと（乳幼児相談窓口，すくすく親子教室，総合発達相談会，就学・進級へのステップアップ交流会等），妊娠・出産包括支援（こども家庭センター（母子保健機能）の運営，母子保健支援員・発達支援専門員の配置，産後ケア，プレコンセプションケア，ふれママ・ママのほっとスペース事業，公費負担による医療費等の助成（妊娠高血圧症候群や糖尿病などの妊産婦，未熟児，身体に障害を有する児，小児慢性特定疾病児，不妊治療・不育症検査を受けた夫婦の医療費等），不妊専門相談センター事業，小児慢性特定疾病児童等自立支援，母子健康手帳アプリ運用事業，多胎妊産婦サポーター事業，妊婦のための支援給付事業，食による適正体重化事業（妊婦への栄養指導強化）

イ 歯の健康

歯科健診・フッ化物塗布，成人歯科教室，寝たきり者等訪問歯科指導，口腔衛生の普及，口腔保健支援センターの運営

ウ 成人と高齢者の健康

健康相談，特定保健指導，栄養相談，訪問指導等の高齢者に対する個別的支援，通いの場等への積極的な関与，元気いきいき検診（がん検診，腹部超音波検診，骨粗しょう症検診，一般健診，肝炎ウイルス検診，歯周病検診），若年がん患者に対する療養支援，がん患者アピアランスケア支援，運動普及推進員・健康づくり推進員の支援，健康づくり教室・講座（生活習慣病予防教室，働く世代の健康教室，認知症・うつ・フレイル予防教室，薬の健康教室），一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室，慢性腎臓病予防ネットワーク事業

エ 健康づくりイベント

北部ふれあい健康まつり，東部健康づくり交流会，西部かがやき健康祭，中央ふれあい健康展，谷山健康まつり，花と緑の吉野公園ウォーキング，城山すそ野ウォーキング，甲突河畔ウォーキング，鴨池運動公園ウォーキング，錦江

湾公園ウォーキング，桜ウォーキング

オ 疾病の感染予防

結核の感染予防対策（胸部エックス線撮影健康診断，結核医療給付，家庭訪問による療養と感染防止指導等），予防接種（ジフテリア，百日せき，破傷風，急性灰白髄炎（ポリオ），麻しん，風しん，日本脳炎，結核（ＢＣＧ），Ｈｉｂ感染症，小児用肺炎球菌，ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん），水痘，Ｂ型肝炎，ロタウイルス感染症，ＲＳウイルス感染症，高齢者等のインフルエンザ，成人用肺炎球菌，新型コロナウイルス感染症，带状疱疹，流行性耳下腺炎（おたふくかぜ），骨髓移植等によるワクチン再接種費用の助成，感染症発生時対策及び発生動向調査，性感染症，ＨＴＬＶ－１，ＨＩＶ，肝炎ウイルス，風しんなど特定感染症の予防対策

カ 食生活と栄養

食生活に関する相談，食に関する健康教室，食生活改善推進員の養成・活動支援，給食施設指導，国民健康・栄養調査，食品表示（保健事項）に関する相談
キ 医療福祉相談

② 活動状況

ア 定期予防接種

a A類疾病

（令和７年度）（単位：件）

５種混合	４種混合	２種混合（２期）	麻しん・風しん混合（１・２期）	麻しん・風しん混合（５期）	日本脳炎	結核（ＢＣＧ）	小児用肺炎球菌
14,399	1,078	3,303	7,912	7	17,056	3,535	14,336

Hib感染症	ヒトパピローマウイルス感染症	水痘	B型肝炎	ロタウイルス
153	6,235	6,832	10,615	7,796

b B類疾病

（令和７年度）（単位：件）

高齢者等のインフルエンザ	成人用肺炎球菌	新型コロナウイルス感染症	带状疱疹
90,582	2,365	11,853	10,958

イ 予防接種（任意接種）

（令和７年度）（単位：件）

風しん（妊娠を希望する方等）	おたふくかぜ	再接種（骨髓移植等による）
770	6,985	8

ウ 健康診査並びに保健指導等

（令和７年度）（単位：人，件）

成人・高齢者訪問指導	成人・高齢者健康相談	お達者クラブ（地域介護予防活動）	成人・高齢者健康教育	面接等保健指導	栄養改善集団指導	健康増進健康教育	特定保健指導	栄養改善個別指導
5,536	2,554	60,923	41,033	25,991	10,058	3,607	69	3,311

妊娠届出数	妊産婦健康相談	妊産婦健康診査	産婦健康診査	産婦支援小児科等相談	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査（予約制）	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
3,798	3,955	46,992	7,115	2,034	14,044	56	3,705	4,404

妊産婦訪問指導	新生児訪問指導	こにちは赤ちゃん事業による訪問	育児教室	育児相談	乳幼児相談窓口	すくすく親子教室	親子ひだまり発達相談	総合発達相談
2,618	2,618	151	549	3,718	1,366	884	1,050	19

不妊に関する相談	性教育	乳幼児の健康づくり	子ども達の歯と口の健康を守る歯科健診	小慢に 関する相談・訪問
16	22	10,798	2,676	2,097

エ がん検診等実施状況

(令和7年度)(単位:人, %)

区 分	対象者	受診者	受診率	異常なし	要精密者
一般健康診査	11,659	584	5.0	—	—
胃がん検診	132,000	8,225	6.2	7,566	659
子宮頸がん検診	112,700	24,777	22.0	24,181	596
乳がん検診	70,600	10,476	14.8	9,963	513
肺がん検診	130,700	22,905	17.5	22,274	631
大腸がん検診	139,800	23,029	16.5	21,387	1,642
前立腺がん検診	4,900	979	20.0	905	74
腹部超音波検診	132,000	18,547	14.1	17,638	909
肝炎ウイルス検診	—	4,583	—	4,558	25
骨粗しょう症検診	9,200	2,209	24.0	1,851	358
歯周病検診	41,780	2,096	5.0	826	1,270

※肝炎ウイルス検診の要精密者欄は、陽性者数。

オ 結核予防

(7) 新登録結核患者数(各年12月31日現在)

(単位:人)

令和6年		令和7年		新登録者の増減
新登録者数	罹患率(人口10万対)	新登録者数	罹患率(人口10万対)	
44	7.5	51	8.8	7

(1) 健康診断実施状況

(令和7年度)(単位:人, %)

種別		区分	対象者	受診者	受診率	発見患者数
定期	事業者		33,237	32,502	97.8	0
	学校長		12,377	11,939	96.5	0
	施設長		3,463	3,385	97.7	0
	市長		96,500	16,947	17.6	0
	計		145,577	64,773	44.5	0
定期外	患者家族等		91	90	98.9	0
	その他		634	629	99.2	5
	計		725	719	99.2	5
合 計			146,302	65,492	44.8	5

※受診者数は、事業者等から報告のあった数のみを集計。

(3) 保健支援

① 業務内容

ア 心の健康

精神保健福祉相談・訪問, 自立支援医療費(精神通院)受給認定申請受付等, 精神障害者保健福祉手帳の申請受付等, 障害福祉サービスの支給決定(精神障害者), 地域生活支援事業, 精神障害者相談事業, 家族のための教室, 精神保健に関する講演会等, 自殺対策事業

イ 難病対策

難病に関する相談・訪問, 指定難病医療対策事業の申請受付, 医療後援会, 難病患者等療養生活支援のための研修会及び支援計画検討会, 難病対策地域協議会, 難病ガイドブック作成配布

② 活動状況

ア 精神保健相談・訪問等

(令和7年度)(単位:人, 件)

精神保健福祉相談	精神保健訪問	精神保健デイ・ケア	精神保健福祉に関する普及啓発
18,812	666	345	1,996

イ 難病相談・訪問等

(令和7年度)(単位:人, 件)

難病に関する相談	難病に関する訪問指導	難病健康教育
13,666	35	616

(4) 保健環境検査

① 業務内容

ア 臨床検査

イ 食品等検査

ウ 環境検査

② 活動状況

ア 臨床検査

(令和7年度)

区 分	検 体 数	項 目 数
病原性腸内細菌検査	5,133	11,281
食中毒検査	16	104
感染症検査	183	554
尿検査	4,268	8,988
梅毒血清反応検査	788	1,576
寄生虫卵検査	1	1
血液一般検査	22	176
血液理化学検査	64	401
免疫血清検査	1,187	1,187
H I V 検査	786	1,572
計	12,448	25,840

イ 食品等検査

(令和7年度)

区 分	行 政 検 査		一 般 検 査	
	検体数	項目数	検体数	項目数
乳及び乳製品	8	385	0	0
アイスクリーム類・氷菓	16	82	0	0
菓子類	63	212	1	5
肉卵類及びその加工品	142	2,182	2	2
魚介類	23	38	0	0
穀類及びその加工品	32	140	0	0
野菜・果物及びその加工品	56	202	0	0

区 分	行 政 検 査		一 般 検 査	
	検体数	項目数	検体数	項目数
魚 介 類 加 工 品	18	108	17	52
そ の 他 の 食 品	23	76	0	0
農 産 物 の 残 留 農 薬	36	12,092	-	-
その他（拭き取り検査等）	93	425	-	-
飲 料 水 適 否 試 験	0	0	68	1,564
簡 易 水 道	107	1,373	-	-
プ ール 水 ・ 浴 場 水 検 査	111	531	-	-
家 庭 用 品 等 検 査	50	70	0	0
計	778	17,916	88	1,623

ウ 環境検査

（令和7年度）

区 分		検体数	項目数
水質	河 川 水 調 査	235	5,393
	地 下 水 調 査	118	4,068
	海 水 浴 場 調 査	16	70
	工 場 排 水 基 準 監 視	112	1,253
	産業廃棄物処分場排水調査	32	1,054
	その他（臨時調査・苦情等）	7	142
計		520	11,980

（5）食肉衛生検査

① 業務内容

ア 牛・豚等の生体検査，内臓検査，枝肉検査

イ 精密検査：病理，微生物，理化学検査

ウ 衛生指導

② 活動状況

ア 畜種別と畜検査頭数及び処分頭数

（令和7年度）

畜 種		牛	馬	豚	計
検査頭数		13,343	0	210,215	223,558
全部廃棄	頭 数	98	0	565	663
	%	0.73	0	0.27	0.30

（6）保健・急病センター

① 施設の概要

所 在 地 鴨池二丁目22番18号

敷地面積 1,931.15㎡

延床面積 4,013.67㎡

構 造 鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建

② 施設の内容

ア 夜間急病センター 1階

※詳しくは，P220を参照

イ 鹿児島市薬剤師会夜間救急薬局 1 階

ウ 精神保健福祉交流センター 2 階・3 階 ※詳しくは、P213を参照

精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに、市民の精神障害に対する理解と相互交流を深めることを目的とした施設

閉館日 毎週火曜日・12/29 ～ 1 / 3

開館時間 午前 9 時～午後 9 時

主な施設 交流スペース，多目的ルーム，相談室，活動室，調理室，音楽ルーム等

エ 保健環境試験所 3 階・4 階・5 階

各種検診の臨床検査，食品等の検査，水質等の環境検査及び感染症・食中毒発生時の原因物質の検査を行う施設

検査内容

- ・臨床検査 検便・尿検査・血液検査などを実施
- ・食品検査 食品検査・飲料水検査などを実施
- ・環境検査 河川水・工場排水等の水質調査などを実施

